

第 1 3 9 6 号

# 甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所  
 甲府市丸の内一丁目18番1号  
 発行人 甲府市  
 毎月5日発行  
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

## 目 次

### [ 条 例 ]

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例……………3

甲府市事務分掌条例の一部を改正する条例……………16

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例……………18

甲府市市税条例等の一部を改正する条例……………23

甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………29

甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例等の一部を改正する条例……………38

甲府市国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例……………40

甲府市公民館設置及び管理条例及び甲府市公民館使用料条例の一部を改正する条例……………41

甲府市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例……………43

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例……………44

甲府市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例……………45

### [ 規 則 ]

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則……………46

甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則……………59

障害児福祉手当及び特別障害者手当等の支給に関する事務取扱規則等の一部を改正する規則……………90

甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則……………101

甲府市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則……………114

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………117

### [ 告 示 ]

平成27年度上半期の財政状況等の公表……………118

甲府市各企業会計の平成27年度上半期の業務状況等の公表……………119

開発行為に関する工事の完了公告……………120

入札告示……………121

国民健康保険被保険者証無効告示……………124

農用地利用集積計画を定めた旨の公告……………125

自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し保管した旨の告示（2件） .....	126
市県民税督促状公示送達.....	128
入札告示.....	129
道路の供用開始告示.....	132
入札告示（2件）.....	133
軽自動車税督促状公示送達.....	139
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告.....	140
入札告示.....	142
農業振興地域整備計画の変更公告.....	145
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示.....	146
建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路の指定公告 .....	147
自転車駐車場内の自転車を撤去し保管した旨の告示.....	148
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示.....	149
国民健康保険料納入通知書公示送達.....	150
差押調書（謄本）公示送達.....	151
甲府市告示第495号の入札取消し告示.....	152
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示.....	153
介護保険被保険者証無効告示.....	154
平成27年度補正予算の公表.....	155
差押調書（謄本）公示送達.....	156
指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定公示 .....	157
公の施設に係る指定管理者の指定告示（2件）.....	158
甲府市職員採用試験実施公告.....	160
開発行為に関する工事の完了公告.....	161

差押調書（謄本）公示送達.....	162
公の施設に係る指定管理者の指定告示.....	163
差押調書（謄本）公示送達.....	164
開発行為に関する工事の完了公告.....	165
計量器定期検査の実施告示.....	166
道路の供用開始告示.....	167
地縁による団体の認可に伴う告示.....	168
[ 市 議 会 ]	
甲府市議会会議規則の一部を改正する規則.....	170
[ 選挙管理委員会 ]	
選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の 告示.....	171
[ 農業委員会 ]	
甲府市農業委員会12月定例総会招集公告.....	172
[ 上下水道局 ]	
入札告示（5件）.....	173
指定給水装置工事事業者の廃止の届出があった旨の告示.....	186
[ 任免辞令 ]	
市長事務部局.....	187

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

---

# 条例

---

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例をここに公布する。

平成27年12月18日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市条例第30号

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例  
(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	助産手当に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	すこやか子育て医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	ひとり親家庭等小中学校入進学祝金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	市営住宅及び上九一色定住促進住宅の管理に関する事務（法別表第1の19の項に掲げる事務を除く。）であって規則で定めるもの
8 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭

和 27 年法律第 127 号) による  
援護に関する情報であって規則で  
定めるもの

雇用保険法 (昭和 49 年法律第  
116 号) による給付の支給に関  
する情報であって規則で定めるも  
の

原子爆弾被爆者に対する援護に関  
する法律 (平成 6 年法律第 117  
号) による一般疾病医療費、手当  
等の支給に関する情報であって規  
則で定めるもの

石綿による健康被害の救済に関す  
る法律 (平成 18 年法律第 4 号)  
による特別遺族給付金の支給に関  
する情報であって規則で定めるも  
の

職業訓練の実施等による特定求職  
者の就職の支援に関する法律 (平  
成 23 年法律第 47 号) による職  
業訓練受講給付金の支給に関する  
情報であって規則で定めるもの

災害救助法 (昭和 22 年法律第  
118 号) による救助又は扶助金  
の支給に関する情報であって規則  
で定めるもの

児童福祉法 (昭和 22 年法律第  
164 号) による小児慢性特定疾  
病医療費、療育の給付又は障害児  
入所給付費の支給に関する情報で

	あつて規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給又は資金の貸付けに関する情報であつて規則で定めるもの
	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
	地方税法（昭和25年法律第

226号) その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの

母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの

児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

社会福祉法(昭和26年法律第45号)による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの



国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）による年金である給付に関する情報であって規則で定めるもの

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金生活者支援給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144

		号) による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの
		学校保健安全法 (昭和33年法律第56号) による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
		雇用対策法 (昭和41年法律第132号) による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		地方公務員災害補償法 (昭和42年法律第121号) による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	助産手当に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第7条第4号に規定する事項 (以下「住民票関係情報」)

		という。) であって規則で定めるもの
3 市長	すこやか子育て医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	ひとり親家庭等小中学校入進学祝金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	市営住宅及び上九一色定住促進住宅の管理に関する事務（法別表第1の19の項に掲げる事務を除く。）であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生

		<p>活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
8 市長	<p>児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供又は保育所における保育の実施若しくは措置若しくは費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
9 市長	<p>生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
10 市長	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
11 市長	<p>公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に</p>	<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>

	規定する公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	て規則で定めるもの
1 2 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
1 3 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
1 4 市長	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
1 5 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

16 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
17 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
18 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用について

	の措置に関する事務 であって規則で定め るもの		の援助に関する情報であ って規則で定めるもの
--	-------------------------------	--	---------------------------

甲府市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 18 日

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市条例第 31 号

甲府市事務分掌条例の一部を改正する条例

甲府市事務分掌条例（昭和 48 年 4 月条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「部、室」を「市長直轄組織、部」に改める。

第 2 条中「部、室」を「市長直轄組織、部」に改め、市長室の項を次のように改める。

#### 市長直轄組織

- (1) 秘書及び渉外に関する事。
- (2) 広報に関する事。
- (3) 中核市に関する事。
- (4) 危機管理に関する事。
- (5) 市長の特命事項に関する事。

第 2 条企画部の項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、同条市民部の項に次の 2 号を加える。

- (8) 市税に関する事。
- (9) 諸収入金の収納に関する事。

第 2 条税務部の項を削り、同条福祉部の項中第 4 号を削り、「福祉部」を「福祉保健部」に改め、同項の次に次のように加える。

#### 子ども未来部

- (1) 子育て支援に関する事。
- (2) 児童福祉に関する事。
- (3) 青少年の育成に関する事。



(4) 母子保健に関すること。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 甲府市子ども・子育て会議条例（平成25年6月条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条中「福祉部」を「子ども未来部」に改める。

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 18 日

甲府市長 樋 口 雄 一

### 甲府市条例第 32 号

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年 12 月条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「平成 24 年一元化法」という。）附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による障害基礎年金（同法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法附則	0.88

	第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24	0.80

年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	
遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第5条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）附則第5条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において

「改正前地共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。))第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。))又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合(平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

甲府市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月18日

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市条例第33号

甲府市市税条例等の一部を改正する条例

(甲府市市税条例の一部改正)

第1条 甲府市市税条例(昭和25年8月条例第29号)の一部を次のように改正する。

第7条から第9条までを次のように改める。

(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第7条 市長は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)

第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予(以下この条において「徴収の猶予」という。)又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(以下この条において「徴収の猶予期間の延長」という。)に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

2 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

3 市長は、第1項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納

付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

- 4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第8条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の



収入及び支出の見込みを明らかにする書類

- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細  
(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額  
(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由  
(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間  
(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

（職権による換価の猶予の手続等）

第9条 第7条の規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

2 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第8条第2項第2号から第4号までに掲げる書類  
(2) 分割納付又は分割納入をさせるために必要となる書類

第9条の次に次の2条を加える。

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第9条の2 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 第7条の規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第8条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

4 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第8条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第8条第1項第6号に掲げる事項

(2) 第8条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第3項第3号に掲げる事項

6 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第9条の3 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第10条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第19条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第66条第1項中「第33号の2様式」を「第33号の4様式」に、「第33号の3様式」を「第33号の5様式」に改め、同条第2項中「第33号の2様式」を「第33号の4様式」に、「第33号の3様式」を「第33号の5様式」に改め、同条第3項中「第33号の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

(甲府市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 甲府市市税条例の一部を改正する条例(平成27年6月条例第23号)の一部を次のように改正する。

甲府市市税条例第2条第3号及び第4号の改正規定を削り、同条例第29条の2第8項の改正規定中「法人番号」の次に「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)」を加え、同条例第45条の2第1項第1号の改正規定中「)又は法人番号」の次に「(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)」を加え、同条例第67条第2項第2号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号及び」を、「)又は法人番号」の次に「(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)」を加え、同条例第160条の2第2項第1号の改正規定中「)又は法人番号」の次に「(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)」を加え、同条例第168条第1号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号において同じ。」を、「)又は法人番号」の次に「(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)」を加える。

附則第1条第1号中「第2条第3号及び第4号、」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中甲府市市税条例第66条の改正規定及び第2条の規定は、公布の日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の甲府市市税条例(以下「新条例」という。)

第7条、第8条及び第9条の3(地方税法等の一部を改正する法律(平成27年

法律第 2 号。以下「平成 27 年改正法」という。) 附則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下この条において「平成 28 年新法」という。) 第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。) の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。) 以後に申請される平成 28 年新法第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された平成 27 年改正法附則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下この条において「平成 28 年旧法」という。) 第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第 9 条及び第 9 条の 3(平成 28 年新法第 15 条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。) の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた平成 28 年旧法第 15 条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第 9 条の 2 及び第 9 条の 3(平成 28 年新法第 15 条の 6 第 1 項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。) の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月18日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第34号

甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

甲府市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年7月条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。）	0.73
2 傷病補償年	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第1

金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）		級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.81)
3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81）
5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項	0.80

	の表において「遺族基礎年金」という。)	
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87

附則第5条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 障害厚生年金等	0.86
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
2 傷病補償年金	1 障害厚生年金等	0.91（第1

<p>金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>		<p>級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、 0.90)</p>
	<p>2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>0.92（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、 0.91)</p>
<p>3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>1 障害厚生年金等</p>	<p>0.83</p>
	<p>2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>0.88</p>
<p>4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>1 障害厚生年金等</p>	<p>0.89（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、 0.88)</p>
	<p>2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>0.92（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、</p>



		0.91)
5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 遺族厚生年金等	0.84
	2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 遺族厚生年金等	0.89
	2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.92

附則第5条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の2が支給される」を「法律による年金たる給付の数が2である」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項	0.75

	に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92）
3 障害補償年金（第18条	1 旧船員保険法による障害年金	0.74
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74

<p>の 2 に規定する公務上の災害に係るものを除く。)</p>	<p>3 旧国民年金法による障害年金</p>	<p>0. 8 9</p>
<p>4 障害補償年金（第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>1 旧船員保険法による障害年金</p>	<p>0. 8 3（第 1 級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては 0. 8 1、第 2 級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては 0. 8 2）</p>
	<p>2 旧厚生年金保険法による障害年金</p>	<p>0. 8 3（第 1 級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては 0. 8 1、第 2 級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては 0. 8 2）</p>
	<p>3 旧国民年金法による障害年金</p>	<p>0. 9 3（第 1 級又は第 2 級の障害等級に該当する障害に係る</p>

		障害補償年金に あつては、 0.92)
5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93

附則第5条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支

給するものとする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

附則第5条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。
- 2 この条例による改正後の甲府市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）附則第5条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 改正前の甲府市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）附則第5条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる損害補償及び休業補償は、新条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。

甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 18 日

甲府市長 樋 口 雄 一

### 甲府市条例第 35 号

甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例等の一部を改正する条例

(甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例の一部改正)

第 1 条 甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例(昭和 52 年 9 月条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 3 号の次に次の 2 号を加える。

- (4) 甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例(昭和 50 年 12 月条例第 40 号)による医療費助成金の支給を受けることができる者
- (5) 甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例(昭和 47 年 10 月条例第 29 号)による医療費助成金の支給を受けることができる保護者が監護する同条例第 2 条第 1 号に規定する小児

第 6 条の 2 中「うち次の各号に掲げる」を「うち標準負担額減額認定又は限度額適用・標準負担額減額認定(以下これらを「減額認定」という。)を受けている」に改め、「入院時食事療養費の支給を受けた者が」、「標準負担額減額認定又は限度額適用・標準負担額減額認定(以下これらを「減額認定」という。)を受けている者にあつては、」及び「。以下同じ」を削り、「について、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める」を「の 2 分の 1 に相当する」に改め、同条各号を削る。

(甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例の一部改正)

第 2 条 甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例(昭和 47 年 10 月条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

(甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例の一部改正)

第3条 甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例（昭和50年12月条例第40号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第4号を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条から第3条までの規定による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後において受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日の前日までに受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

甲府市国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月18日

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市条例第36号

甲府市国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例

甲府市国民健康保険直営診療所条例（昭和30年3月条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、管理及び使用料」を「及び管理並びに使用料及び手数料」に改める。

第2条に次の1項を加える。

2 前項に定めのない診療に係る費用については、実費を基準として算定した額とする。

第3条各号列記以外の部分を次のように改める。

前条に規定する診療以外に要する費用については、手数料として徴収し、その額は次のとおりとする。

第3条第4号を次のように改める。

(4) 前3号に掲げるもの以外のもの 実費を基準として算定した額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



甲府市公民館設置及び管理条例及び甲府市公民館使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 18 日

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市条例第 37 号

甲府市公民館設置及び管理条例及び甲府市公民館使用料条例の一部を改正する条例

(甲府市公民館設置及び管理条例の一部改正)

第 1 条 甲府市公民館設置及び管理条例(昭和 29 年 12 月条例第 57 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 甲府市中央公民館に分館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
甲府市中央公民館相生分館	甲府市相生二丁目 17 番 1 号

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 公民館に館長その他必要な職員を置く。

(甲府市公民館使用料条例の一部改正)

第 2 条 甲府市公民館使用料条例(昭和 29 年 12 月条例第 58 号)の一部を次のように改正する。

別表の甲府市中央公民館使用料の表の次に次の 1 表を加える。

甲府市中央公民館相生分館使用料

区分	使用料		
	昼		
室名	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から同 5 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで

音楽室	970円	1,300円	2,610円
-----	------	--------	--------

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

甲府市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月18日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第38号

甲府市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

甲府市地方卸売市場業務条例（平成22年12月条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条中「115, 720平方メートル」を「106, 389平方メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 18 日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第 39 号

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例

甲府市市営住宅条例（平成 9 年 9 月条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

別表の市営住宅の表に次のように加える。

26	北新団地D	北新二丁目4番	中層耐火構造4階建 1戸 93.88㎡	12戸
			中層耐火構造4階建 1戸 77.89㎡	8戸
			中層耐火構造4階建 1戸 77.73㎡	8戸
			中層耐火構造4階建 1戸 57.41㎡	8戸

附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

甲府市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第40号

甲府市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

甲府市市税条例の一部を改正する条例（平成27年6月条例第23号）の一部を次のように改正する。

甲府市市税条例第33条第2項各号の改正規定中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改め、同条例第160条の2第2項第1号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

# 規則

---

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市規則第33号

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(個人番号の利用に係る事務)

第2条 条例別表第1第1項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施に関する事務
- (2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務
- (4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (6) 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務

- (7) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務
- 2 条例別表第1第2項の規則で定める事務は、甲府市助産手当支給条例（昭和46年3月条例第13号）の規定による助産手当の支給に関する事務とする。
  - 3 条例別表第1第3項の規則で定める事務は、甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例（昭和47年10月条例第29号）の規定による医療費の助成金の支給に関する事務とする。
  - 4 条例別表第1第4項の規則で定める事務は、甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例（昭和50年12月条例第40号）の規定による医療費の助成金の支給に関する事務とする。
  - 5 条例別表第1第5項の規則で定める事務は、小中学校に入進学する児童が属するひとり親家庭及び父母のない児童を監護する家庭に対する入進学祝金の支給に関する事務とする。
  - 6 条例別表第1第6項の規則で定める事務は、介護保険法（平成9年法律第123号）第18条の保険給付に係るサービスを利用する低所得で生計困難な者及び生活保護受給者に対する利用者負担額の軽減を行っている社会福祉法人等に対する助成に関する事務とする。
  - 7 条例別表第1第7項の規則で定める事務は、甲府市市営住宅条例（平成9年9月条例第54号）に規定する市営住宅及び甲府市上九一色定住促進住宅条例（平成17年12月条例第73号）に規定する定住促進住宅の管理に関する事務とする。
  - 8 条例別表第1第8項の規則で定める事務は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第3項及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒に対する就学援助に関する事務とする。

（個人番号等の利用に係る事務及び情報）

- 第3条 条例別表第2第1項の規則で定める事務は、前条第1項に掲げる事務とする。
- 2 条例別表第2第1項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者（以下この項及び第11条第2項において「要保護者等」という。）に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険給付の支給に関する情報
- (2) 要保護者等に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第1項の保険給付の支給に関する情報
- (3) 要保護者等に係る戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）第7条の障害年金又は障害一時金の支給に関する情報
- (4) 要保護者等に係る雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条第1項の失業等給付の支給に関する情報
- (5) 要保護者等に係る原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第18条の一般疾病医療費の支給、同法第28条の保健手当の支給、同法第31条の介護手当の支給又は同法第32条の葬祭料の支給に関する情報
- (6) 要保護者等に係る石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第59条の特別遺族給付金の支給に関する情報
- (7) 要保護者等に係る職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条第1項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報
- (8) 要保護者等に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条第5項の実費の弁償又は同法第12条の扶助金の支給に関する情報
- (9) 要保護者等に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第20条第1項の療育の給付の支給又は同法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報
- (10) 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条（第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給又は同法第13条第1項、第31条の6第1項、第32条第1項、附則第3条若しくは第6条の資金の貸付けに関する情報
- (11) 要保護者等に係る難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第12条の特定医療費の支給に関する情報



- (12) 要保護者等に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更若しくは同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）又は同法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報
- (13) 要保護者等に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
- (14) 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項の特別児童扶養手当、同法第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報
- (15) 要保護者等に係る道府県民税（都が地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第2項の規定によって課する都民税を含む。以下同じ。）又は市町村民税（特別区が同項の規定によって課する特別区民税を含む。以下同じ。）に関する情報
- (16) 要保護者等に係る母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
- (17) 要保護者等に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報
- (18) 要保護者等に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報
- (19) 要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の支給に関する情報
- (20) 要保護者等に係る社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号の生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報
- (21) 要保護者等に係る国民年金法（昭和34年法律第141号）第2条の給付の

支給若しくは同法第 8 7 条の保険料の徴収、私立学校教職員共済法（昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号）第 2 0 条の給付の支給若しくは同法第 2 7 条の保険料の徴収、厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）第 3 2 条の給付の支給若しくは同法第 8 1 条の保険料の徴収、国家公務員共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号）第 3 9 条の給付の支給若しくは同法第 1 0 0 条の保険料の徴収又は地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）第 4 2 条の給付の支給若しくは同法第 1 1 4 条の保険料の徴収に関する情報

(22) 要保護者等に係る厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成 1 3 年法律第 1 0 1 号）による給付に関する情報

(23) 要保護者等に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成 1 6 年法律第 1 6 6 号）第 3 条第 1 項の特別障害給付金の支給に関する情報

(24) 要保護者等に係る年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 2 4 年法律第 1 0 2 号）第 2 条の老齢年金生活者支援給付金、同法第 1 0 条の補足的老齢年金生活者支援給付金、同法第 1 5 条の障害年金生活者支援給付金又は同法第 2 0 条の遺族年金生活者支援給付金の支給に関する情報

(25) 要保護者等に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 2 9 年法律第 1 4 4 号）第 2 条の経費の支弁に関する情報

(26) 要保護者等に係る学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）第 2 4 条の援助の実施に関する情報

(27) 要保護者等に係る雇用対策法（昭和 4 1 年法律第 1 3 2 号）第 1 8 条の職業転換給付金の支給に関する情報

(28) 要保護者等に係る地方公務員災害補償法（昭和 4 2 年法律第 1 2 1 号）第 2 8 条の 2 第 1 項の傷病補償年金、同法第 2 9 条第 1 項の障害補償年金又は同法第 3 1 条の遺族補償年金の支給に関する情報

(29) 要保護者等に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 1 項若しくは同条第 3 項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を

改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する情報

第4条 条例別表第2第2項の規則で定める事務は、第2条第2項に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第2項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 前項の事務に係る申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

(2) 前項の事務に係る申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）

第5条 条例別表第2第3項の規則で定める事務は、第2条第3項に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第3項の規則で定める情報は、前項の事務に係る助成に係る小児が加入している医療保険の被保険者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報とする。

第6条 条例別表第2第4項の規則で定める事務は、第2条第4項に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第4項の規則で定める情報は、前項の事務に係る助成に係るひとり親家庭等の父若しくは母に係る道府県民税に関する情報又はひとり親家庭等の父若しくは母及び児童若しくは父母のいない児童に係る住民票に記載された住民票関係情報とする。

第7条 条例別表第2第5項の規則で定める事務は、第2条第5項に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第5項の規則で定める情報は、前項の事務に係る祝金の支給に係るひとり親家庭等の世帯の道府県民税に関する情報又はひとり親家庭等に属する児童若しくは父母のない児童に係る住民票に記載された住民票関係情報とする。

第8条 条例別表第2第6項の規則で定める事務は、第2条第6項に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第6項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 前項の事務に係る申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

(2) 前項の事務に係る申請を行う者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報又は住民票に記載された住民票関係情報

第9条 条例別表第2第7項の規則で定める事務は、第2条第7項に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第7項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 市営住宅（第2条第7項に規定する定住促進住宅を含む。）の入居者又は同居者（以下この項及び第13条第2項において「市営住宅入居者等」という。）に係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(2) 市営住宅入居者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(3) 市営住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報

(4) 市営住宅入居者等に係る道府県民税若しくは市町村民税に関する情報又は住民票に記載された住民票関係情報

第10条 条例別表第2第8項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費、同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費、同法第21条の5の28第1項の肢体不自由児通所医療費、同法第24条の26第1項の障害児相談支援給付費又は同法第24条の27第1項の特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務

(2) 児童福祉法第21条の5の8第2項の通所給付決定の変更に関する事務

(3) 児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスの提供に関する事務

(4) 児童福祉法第56条第2項又は第3項の費用の徴収に関する事務

2 条例別表第2第8項の規則で定める情報は、前項に掲げる事務に係る申請、変更又はサービスの提供に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報とする。

第11条 条例別表第2第9項の規則で定める事務は、第2条第1項に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第9項の規則で定める情報は、要保護者等に係る生活保護実施関

係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報とする。

第12条 条例別表第2第10項の規則で定める事務は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

2 条例別表第2第10項の規則で定める情報は、納税義務者に係る生活保護実施関係情報とする。

第13条 条例別表第2第11項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第1項若しくは第28条第2項の収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務
- (2) 公営住宅法第16条第4項（同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭若しくは同法第18条第2項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 公営住宅法第18条第1項の敷金の徴収に関する事務
- (4) 公営住宅法第19条（同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (5) 公営住宅法第25条第1項の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
- (6) 公営住宅法第27条第5項若しくは第6項の事業主体の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (7) 公営住宅法第29条第1項又は第32条第1項の明渡しの請求に関する事務
- (8) 公営住宅法第29条第5項の家賃の決定又は同条第6項の金銭の徴収に関する事務
- (9) 公営住宅法第29条第7項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

- (10) 公営住宅法第30条第1項のあっせん等に関する事務
- (11) 公営住宅法第34条の収入状況の報告の請求等に関する事務
- (12) 公営住宅法第48条の条例で定める事項に関する事務

2 条例別表第2第11項の規則で定める情報は、市営住宅入居者等に係る生活保護実施関係情報とする。

第14条 条例別表第2第12項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4又は第11条の福祉の措置の実施に関する事務
- (2) 老人福祉法第21条の費用の支弁又は同法第28条第1項の費用の徴収に関する事務

2 条例別表第2第12項の規則で定める情報は、前項の措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報とする。

第15条 条例別表第2第13項の規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条第1項、第31条の7第1項若しくは第33条第1項の便宜の供与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

2 条例別表第2第13項の規則で定める情報は、前項の申請を行う者に係る生活保護実施関係情報とする。

第16条 条例別表第2第14項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 母子保健法第10条の保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務
- (2) 母子保健法第11条の新生児の訪問指導の実施に関する事務
- (3) 母子保健法第12条第1項の健康診査の実施又は同法第13条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務
- (4) 母子保健法第15条の妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務
- (5) 母子保健法第16条第1項の母子健康手帳の交付に関する事務
- (6) 母子保健法第17条第1項の妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務
- (7) 母子保健法第18条の低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実について

ての審査に関する事務

- (8) 母子保健法第19条第1項の未熟児の訪問指導の実施に関する事務
- (9) 母子保健法第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務
- (10) 母子保健法第21条の4第1項の費用の徴収に関する事務

2 条例別表第2第14項の規則で定める情報は、母子保健法第20条の措置に係る未熟児又は当該被措置未熟児の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報とする。

第17条 条例別表第2第15項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下この項において「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第1項若しくは第3項の支援給付若しくは同法第15条第1項の配偶者支援金の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（次号において「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する事務
- (2) 中国残留邦人等支援法第14条第4項（同法第15条第3項及び平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりその例によることとされる生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務
- (4) 中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第63条の費用の返還に関する事務
- (6) 中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴

収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務

2 条例別表第2第15項の規則で定める情報は、要支援者等に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報とする。

第18条 条例別表第2第16項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 介護保険法による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (2) 介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務（前号及び次号に掲げるものを除く。）
- (3) 介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する事務
- (4) 介護保険法第27条第1項の要介護認定、同法第28条第2項の要介護更新認定若しくは同法第29条第1項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (5) 介護保険法第32条第1項の要支援認定、同法第33条第2項の要支援更新認定若しくは同法第33条の2第1項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (6) 介護保険法第37条第2項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (7) 介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (8) 介護保険法第66条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務
- (9) 介護保険法第67条又は第68条の保険給付の支払いの一時差止めに関する事務
- (10) 介護保険法第69条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特



例に関する事務

- (1) 介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務

2 条例別表第2第16項の規則で定める情報は、前項の事務に係る申請を行う者に係る生活保護実施関係情報とする。

第19条 条例別表第2第17項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下この項において「障害者支援法」という。）第6条の自立支援給付の支給に関する事務
- (2) 障害者支援法第24条第2項の支給決定の変更に関する事務
- (3) 障害者支援法第51条の9第2項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務
- (4) 障害者支援法第56条第2項の支給認定の変更に関する事務
- (5) 障害者支援法第77条又は第78条の地域生活支援事業の実施に関する事務

2 条例別表第2第17項の規則で定める情報は、前項の事務に係る申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報とする。

第20条 条例別表第2第18項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第16条の資料の提供等の求めに関する事務
- (2) 子ども・子育て支援法第20条第1項の支給認定若しくは同法第23条第1項の支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 子ども・子育て支援法による支給認定証に関する事務
- (4) 子ども・子育て支援法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第15条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (5) 子ども・子育て支援法第23条第4項の職権による支給認定の変更の認定に関する事務

(6) 子ども・子育て支援法第24条第1項の支給認定の取消しに関する事務

(7) 子ども・子育て支援法第59条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務

2 条例別表第2第18項の規則で定める情報は、前項の認定申請を行う者に係る生活保護実施関係情報とする。

(特定個人情報の提供に係る事務及び情報)

第21条 条例別表第3第1項の規則で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務とする。

2 条例別表第3第1項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 学校保健安全法第24条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者（以下この項において「保護者等」という。）に係る住民票に記載された住民票関係情報

(2) 保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

(3) 保護者等に係る生活保護実施関係情報

第22条 条例別表第3第2項の規則で定める事務は、第2条第1項に掲げる事務とする。

2 条例別表第3第2項の規則で定める情報は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する情報とする。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市規則第34号

甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市市税条例施行規則（昭和25年8月規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表26の項中「納期限延長申請書」を「災害等による期限の延長申請書」に改め、同表27の項中「納期限延長承認（申請却下）通知書」を「災害等による期限の延長承認（不承認）通知書」に改め、同表31の項を次のように改める。

31	市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書	法第321条の5の2 条例第32条の6
----	------------------------------	------------------------

別表31の項の次に次の1項を加える。

31の2	市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書	政令第48条の9の10 条例第32条の7
------	----------------------------------	-------------------------

別表33の項中「市民税・県民税減免申請書」を「市民税・県民税減免申請書」に改め、

同表35の項中「固定資産税・都市計画税納税通知書」を「固定資産税・都市計画税納税通知書」に改め、

同表39の項及び40の項を次のように改める。

39	軽自動車税減免申請書	法第454条 条例第67条及び条例第67条の2
40	軽自動車税減免事由消滅申告書	法第454条 条例第67条及び条例第67条の2

別表 5 1 の項中「、条例第 4 0 条、条例第 4 1 条及び条例第 4 1 条の 2」を削る。

別表に次のように加える。

6 0	被災住宅用地申告書（変更申告書）	法第 3 4 9 条の 3 の 3 条例第 5 4 条の 3
6 1	区分所有に係る家屋の固定資産税のあん分割合の補正方法に関する申出書	条例第 4 5 条の 2
6 2	共用土地等に係る固定資産税額 のあん分申出書	法第 3 5 2 条の 2 条例第 4 5 条の 3
6 3	新築住宅等に係る固定資産税の減額適用申告書	条例附則第 5 条の 3
6 4	特別土地保有税減免申請書	法第 6 0 5 条の 2 条例第 1 6 0 条の 2 第 2 項
6 5	特別土地保有税減免事由消滅申告書	法第 6 0 5 条の 2 条例第 1 6 0 条の 2 第 3 項
6 6	市たばこ税納期限延長申請書	法第 4 7 4 条 条例第 7 4 条の 4

第 4 号様式を次のように改める。

第 4 号様式

相 続 人 代 表 者 指 定 ( 変 更 ) 届				
年 月 日				
(あて先) 甲府市長				
(届出人) (相続人代表者)	住(居)所又は所在地	電話番号 ( )		
	氏名又は名称	①	被相続人との続柄	
	法人番号		相 続 分	
被相続人に係る徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者として、次のとおり指定しましたので地方税法第 9 条の 2 第 1 項の規定により届け出ます。				
被相続人	死亡時の住(居)所			
	氏名			
	死亡年月日		年 月 日	
相 続 人	氏名又は名称	被相続人との続柄	住(居)所又は所在地	相続分
	法人番号			
	①			
	①			
①				
摘 要				

第 2 3 号様式 (その 2) を削り、同様式 (その 3) 中「(その 3)」を「(その 2)」に改め、同様式 (その 4) 中「(その 4)」を「(その 3)」に改め、同様式 (その 5) 中「(その 5)」を「(その 4)」に改める。

第 2 5 号様式を次のように改める。

第 2 5 号様式

納税管理人申告書			
(あて先) 甲府市長		年 月 日	
		納税義務者	
		住所又は所在地	
		氏名又は名称	⑩
		個人番号又は法人番号	
次のとおり申告します。			
1 申告区分	<input type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止		
2 税目	税		
3 納税通知書番号			
4 納税管理人	新	住所	
		氏名	
	旧	住所	
		氏名	
上記のとおり承諾しました。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">年 月 日</div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">新納税管理人 氏名.....⑩</div>			

第 2 6 号様式を次のように改める。

第 2 6 号様式

災 害 等 に よ る 期 限 の 延 長 申 請 書						
						年 月 日
(あて先) 甲府市長						
(申 納 税 義 請 務 者 )	住(居)所又は 所在地					
	氏名又は名称		④			
	個人番号又は 法人番号					
甲府市市税条例第10条の2第3項の規定により、次のとおり期限の延長を申請します。						
期限の延長を必要とする事項						
年度	税目	期別	税額	期限の種類	本来の期限	申請期限
年度	税	期	円		年 月 日	年 月 日
災害等やむを得ない理由が生じた日				年 月 日		
災害等やむを得ない理由が止んだ日				年 月 日		
延長を受けようとする理由						

第 2 7 号様式を次のように改める。

第 27 号様式

災害等による期限の延長承認(不承認)通知書					
様					発第 年 月 日 号
甲府市長					印
甲府市市税条例第10条の2第5項の規定により、次のとおり決定したので通知します。					
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない				
納 税 者 (特別徴収義務者)	住(居)所 (所在地)				
	氏 名 (名 称)				
災害等による期限の延長 申請書の提出年月日	年 月 日				
災害等による期限の延長 申請書の受付年月日	年 月 日				
延長承認事項	年度	税目	期別	税額	期限の種類
	年度	税	期	円	
本来の期限	年 月 日				
延長した期限	年 月 日				
承認しない理由					

第 28 号様式及び第 29 号様式中

「

法人番号		を
------	--	---

」



「

法人番号																		管理番号																		
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」に改め

る。

第 3 1 号様式を次のように改める。

第 3 1 号様式

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書					
年 月 日					
(あて先) 甲府市長					
申請者 (特別徴収義務者)	住(居)所 (所在地)				
	氏名 (名称及び代表者氏名)	(電話 )			
	法人番号	①			
	指定番号				
地方税法第 321 条の 5 の 2 第 1 項の規定による特別徴収税額の納期の特例に関する承認を受けたいので、甲府市市税条例第 32 条の 6 の規定により申請します。					
特例の適用を受けようとする税額	年 月以降の市民税・県民税特別徴収税額				
最近 6 か月間の月別の給与の支払いを受ける者の人数及びその給与金額		給与の支払を受ける者		臨時雇用者	
		人数	給与の支払総額	人数	給与の支払総額
	年 月分				
	年 月分				
	年 月分				
	年 月分				
	年 月分				
本市徴収金の滞納又は最近における著しい納付(納入)の遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない事由によるものであるときは、その事由					
申請の日前 1 年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日	有 ( 年 月 日承認取消)  無				

第 3 1 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 3 1 号様式の 2

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書	
年 月 日	
(あて先) 甲府市長	
届出者 (特別徴収義務者)	住(居)所 (所在地) (電話 )
	氏名 (名称及び代表者氏名) ①
	法人番号
	指定番号
承認を受けた市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例について、次の理由により、その要件を欠くこととなりましたので、甲府市市税条例第 32 条の 7 の規定により届け出ます。	
納期の特例の要件を欠くこととなった理由	
その他の参考事項	

第 3 3 号様式を次のように改める。

第 3 3 号様式

市民税・県民税減免申請書				
年 月 日				
(あて先) 甲府市長				
申請者 (納税義務者)	住(居)所	(電話 )		
	氏 名	㊟		
次のとおり減免を受けたいので、甲府市市税条例第 33 条第 2 項の規定により申請します。				
申 請 す る 市 ・ 県 民 税	年 度	納 期 の 別	税 額	納税通知書番号
	年度	期分	円	
申 請 理 由				
備 考				

第 3 9 号様式を次のように改める。

第 3 9 号様式 (その 1)

軽自動車税減免申請書												
		年 月 日										
(あて先) 甲府市長												
(申請者) 納税義務者	住所又は所在地	(電話 )										
	氏名又は名称	④										
	個人番号又は法人番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>										
次の軽自動車等について、平成 年度の軽自動車税の減免を受けたいので、甲府市市税条例第 6 7 条第 2 項の規定により申請します。												
車両番号又は標識番号		種別										
車台番号		用途										
総排気量又は定格出力		形状										
主たる定置場												
減免を受けようとする税額												
減免を受けようとする事由												
減免を受けようとする事由を証明するもの												
添付書類												

第 39 号様式 (その 2)

軽自動車税減免申請書				
(あて先) 甲府市長				年 月 日
(申 納 税 請 務 者)	住 所	(電話 )		
	氏 名	㊟		
	個人番号		身体障がい者 等との関係	
次の軽自動車等について、平成 年度の軽自動車税の減免を受けたいので、甲府市市 税条例第 67 条の 2 第 項の規定により申請します。				
軽 自 動 車 等	車両番号		種 別	
	主たる 定置場		用途及び 使用目的	
身 体 障 が い 者 等	住 所			
	氏 名		生年月日 及び年齢	年 月 日 歳
	手帳の 番号		交付年月日	
	障 害 名		障害の程度	
運 転 者	住 所			
	氏 名		身体障がい者 等との関係	
免 許 証	番 号		交付年月日	年 月 日
			有効期限	年 月 日
	種 類		条 件	
減免を受けようとする 税 額	円			
添 付 書 類				

第 40 号様式を次のように改める。

第40号様式

軽自動車税減免事由消滅申告書			
(あて先) 甲府市長		年 月 日	
(申告者) 納税義務者	住所又は所在地	(電話 )	
	氏名又は名称	印	
	個人番号又は法人番号		
軽自動車税の減免について、減免事由が消滅したため、甲府市市税条例第67条第3項・第67条の2第4項の規定により申告します。			
車両番号又は標識番号		種別	
主たる定置場			
減免事由消滅日			
減免事由消滅理由			
添付書類			

第45号様式を次のように改める。

第 4 5 号様式

鉦 産 税 納 付 申 告 書				
				年 月 日
(あて先) 甲府市長				
納税義務者		住所又は所在地		
		氏名又は名称	④	
		個人番号又は 法人番号		
甲府市市税条例第89条の規定により次のとおり鉦産税の納付について申告します。				
営業種類		称 号		
事業所所在地 及び名称		この申告に応答する係 及び氏名並びに電話番号		
税 額	課 税 標 準 額	税 率		税 額
		$\frac{1}{100}$		円
月分 鉦 産 物 価 格 明 細 書				
鉦 産 物	産 出 量	単 価	産 出 価 格	税 額
計				
参考事項				
備考				
1 申告書の事業所所在地及び名称欄には、この申告書を提出する市内の作業場を管轄する事業所について記入すること。 2 納税義務者が法人である場合には、地方税法第523条の規定により申告書の納税義務者氏名印欄には、法人の代表者及び経理に関する事務の上席の責任者である者が自署し、かつ、自己の印を押さなければなりません。				



第 4 7 号様式中

申告者住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	申告者氏名(法人にあつては、名称及び代表者名)  電話
---------------------------	-----------------------------------

を

申告者住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	申告者氏名(法人にあつては、名称及び代表者名)  電話
	個人番号又は 法人番号

に改める。

第 4 7 号様式の 2 中「第 4 7 号の 2 様式」を「第 4 7 号様式の 2」に、

申告者住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	申告者氏名(法人にあつては、名称及び代表者名)  電話
(ふりがな)	
届出者氏名	

を

申告者住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  電話	申告者氏名(法人にあつては、名称及び代表者名)  電話
(ふりがな)	
届出者氏名	個人番号又は 法人番号

に改める。

第 4 9 号様式中 「

法人番号	
------	--

 を

「

管理番号		法人番号							
------	--	------	--	--	--	--	--	--	--

 に改める。」

第 5 1 号様式を次のように改める。

第51号様式

固定資産税非課税申告書							
年 月 日							
(あて先) 甲府市長							
申告者 (所有者)	住所又は所在地		(電話 )				
	氏名又は名称		⑩				
	個人番号又は法人番号						
次の固定資産について、地方税法348条第 項第 号の規定により非課税の適用を受けたいので、甲府市市税条例第39条の規定により関係書類を添えて申告します。							
土地	所在地		地目		地積		
					m <sup>2</sup>		
家屋	所在地		家屋番号		種類		
	床面積			用途			
	1階	1階以外	合計				
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
償却資産	資産の所在						
	資産の種類	資産番号	資産名称	数量	取得年月	用途	

第53号様式を次のように改める。

第 5 3 号様式

固定資産税非課税事由消滅申告書			
		年 月 日	
(あて先) 甲府市長			
申告者 (所有者)	住所又は所在地	(電話 )	
	氏名又は名称	Ⓜ	
	法人番号		
次の固定資産について非課税の適用を受けていましたが、その事由が消滅しましたので、甲府市市税条例第42条の規定により申告します。			
土地	所在地	地目	地積
			m <sup>2</sup>
家屋	所在地	家屋番号	床面積
			m <sup>2</sup>
償却資産	資産の所在	資産名称	数量
非課税事由消滅日	年 月 日		
非課税事由消滅理由			

第 5 5 号様式を次のように改める。

第 5 5 号様式

固定資産税減免申請書						
(あて先) 甲府市長						年 月 日
(申 納 税 義 請 務 者) 者	住所又は所在地		(電話 )			
	氏名又は名称		⑩			
	個人番号又は法人番号					
次のとおり、固定資産税の減免を受けたいので、甲府市市税条例第52条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。						
土 地	所在地		地目		地積	価格
					m <sup>2</sup>	円
家 屋	所在地		家屋番号		種類	構造
	床面積			価格		
	1階	1階以外	合計			
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	円		
償 却 資 産	資産の所在					
	資産の種類	資産番号	資産名称	数量	取得年月	取得価格
						円
申請事由						

第 5 7 号様式を次のように改める。

第 5 7 号様式

固定資産税減免事由消滅申告書			
(あて先) 甲府市長		年 月 日	
(申告 納税 義務 者)	住所又は 所在地	(電話 )	
	氏名又は名称	Ⓜ	
	法人番号		
<p>固定資産税の減免について、減免事由が消滅しましたので、甲府市市税条例第52条第3項の規定により申告します。</p>			
土 地	所在地	地目	地積
			m <sup>2</sup>
家 屋	所在地	家屋番号	床面積
			m <sup>2</sup>
償 却 資 産	資産の所在	資産名称	数量
減免事由消滅日	年 月 日		
減免事由消滅理由			

第 5 9 号様式中

所有者	住所	電話番号( )	—
	氏名 又は 名称	㊟	

(申 土地 告 所有者)	住所又は所在地	電話番号( )									
	氏名又は名称	㊟									
	個人番号又は法人番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>									

改める。

第59号様式の次に次の7様式を加える。

## 被災住宅用地申告書(変更申告書)

(あて先) 甲 府 市 長

甲府市市税条例第54条の3(被災住宅用地の申告)の規定により、次のとおり申告します。

年 月 日

申 (土地所有者)	住所又は所在地	電話番号( )									
	氏名又は名称	①									
	個人番号又は法人番号										
土 地		家 屋									
所在地	地積 (㎡)	所有者	家屋番号	構造	種類	用途	1階床面積	合計床面積	居室部分の床面積	居室の用に供した年月日	住宅用地 変更前 住宅用地 単筆 筆画地 % 戸
				木造 非木造		住 用 併 用 其 他				・ ・	変更後
				木造 非木造		住 用 併 用 其 他				・ ・	住宅用地 単筆 筆画地 % 戸
				木造 非木造		住 用 併 用 其 他				・ ・	
				木造 非木造		住 用 併 用 其 他				・ ・	
				木造 非木造		住 用 併 用 其 他				・ ・	
				木造 非木造		住 用 併 用 其 他				・ ・	
災害発生年月日	年 月 日	災害の種類									
				<input type="checkbox"/> 震災 <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> その他							
当該土地を住宅用地として使用することができない理由		□がれき等の処理で物理的に使用できない □権利関係の調整に時間がかかる □復旧工事の資材置場として当該土地を提供しているため、使用できない □経済的事情により、住宅再建まで時間が必要である □その他									
		添 付 資 料									
		<input type="checkbox"/> 火災証明 <input type="checkbox"/> その他									



第 6 1 号様式

区分所有に係る家屋の固定資産税のあん分割合の補正方法に関する申出書						
						年 月 日
(あて先) 甲府市長						
		住所又は所在地	電話番号 (                      )			
		氏名又は名称	④			
		個人番号又は 法人番号				
<p>区分所有に係る家屋に対する固定資産税のあん分割合の補正方法について、次のとおり区分所有者全員が協議して定めましたので、甲府市市税条例第45条の2の規定により、区分所有者全員の協議に基づくものである旨を証する書類を添えて申し出ます。</p>						
家屋の所在地						
家屋の 明細	家屋番号		種類		構造	
	床面積		用途			
			別紙のとおり			
<p>区分所有者の住所、氏名及び各区分所有者の家屋の区分所有者全員の共有に属する共有部分に係る建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第14条第1項から第3項までの規定による割合</p> <p>補正の方法</p>						

別紙

区分所有者		建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合	備考
住所 (所在地)	氏名 (名称)		
		/	
		/	
		/	
		/	
		/	
		/	
		/	
		/	
		/	
		/	
		/	
		/	
		/	
		/	

第 6 2 号様式

共用土地等に係る固定資産税額のあん分申出書						
(あて先) 甲府市長						年 月 日
代表者		住所又は所在地	電話番号 ( )			
		氏名又は名称	⑨			
		個人番号又は法人番号				
地方税法第352条の2第 項の規定により、共用土地等に係る固定資産税について、次のとおりあん分割合を共用土地等の納税義務者全員で合意して定めましたので、甲府市市税条例第45条の3第 項の規定により、共用土地等に係る納税義務者全員の合意に基づくものである証拠書類を添えて申し出ます。						
共用土地等の所在地	地 番					
	地 積	m <sup>2</sup>	地目		用途	
区分所有家屋の所在地	地 番					
	家屋番号		種類		構造	
	床面積	m <sup>2</sup>	用途			
災害等の発生した日時		年 月 日 午前・午後 時				
震災等の詳細						
共用土地等の納税義務者の住所、氏名、共用土地等に係る持分の割合及び固定資産税のあん分割合				別紙のとおり		
固定資産税額あん分割合の算出方法						

## 別紙

共用土地等納税義務者		建物の区分所有 等に関する法律に 第14条の規定に よる割合	共用土地等 に係る持分 の割合	固定資産 税額のあ ん分割合	備考
住所 (所在地)	氏名 (名称)				

第 6 3 号様式

新築住宅等に係る固定資産税の減額適用申告書					
(あて先) 甲府市長					年 月 日
申告者 (納税義務者)	住所又は所在地	電話番号( )			
	氏名又は名称	⑩			
	個人番号又は法人番号				
甲府市市税条例附則第5条の3第 項の規定により、次のとおり申告します。					
家屋の所在地					
家屋番号		登記年月日	年 月 日		
建築年月日	年 月 日	居住の用に供した年月日	年 月 日		
種類					
構造					階建
居住部分 床面積	m <sup>2</sup>	その他の 床面積	m <sup>2</sup>	合計床面積	m <sup>2</sup>


第 6 4 号様式

特別土地保有税減免申請書			
			年 月 日
(あて先) 甲府市長			
(申 納 税 義 請 務 者) 者	住 所 又 は 所 在 地	(電話 )	
	氏名又は名称	⑤	
	法 人 番 号		
<p>次のとおり、特別土地保有税の減免を受けたいので、甲府市市税条例第160条の2第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。</p>			
所 在 地	地 目	地 積	取得年月日
		m <sup>2</sup>	年 月 日
取得価額	税 額		
円	円		
所 在 地	地 目	地 積	取得年月日
		m <sup>2</sup>	年 月 日
取得価額	税 額		
円	円		
所 在 地	地 目	地 積	取得年月日
		m <sup>2</sup>	年 月 日
取得価額	税 額		
円	円		
申請事由			

第 6 5 号様式

特別土地保有税減免事由消滅申告書			
			年 月 日
(あて先) 甲府市長			
(申告 納税 義務 者)	住所又は 所在地	(電話 )	
	氏名又は名称	④	
	法人番号		
特別土地保有税の減免について、減免事由が消滅しましたので、甲府市市税条例第160条の2第3項の規定により申告します。			
所在地	地目	地積	取得年月日
		m <sup>2</sup>	年 月 日
取得価額	税 額		
円	円		
所在地	地目	地積	取得年月日
		m <sup>2</sup>	年 月 日
取得価額	税 額		
円	円		
所在地	地目	地積	取得年月日
		m <sup>2</sup>	年 月 日
取得価額	税 額		
円	円		
減免事由消滅日	年 月 日		
減免事由消滅理由			

第 6 6 号様式

 <p style="margin-left: 100px;">市たばこ税納期限延長申請書</p>											
<p>年 月 日</p>											
<p>(あて先) 甲府市長</p>											
住所又は所在地	(電話 )										
氏名又は名称	⑩										
法人番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>										
代表者氏名											
経理責任者氏名											
<p>甲府市市税条例第 7 4 条の 4 の規定により、次のとおり市たばこ税の納期限の延長を受けたいので、別紙証明書類を添えて申請します。</p>											
年度 月分	申告書の提出年月日	年 月 日									
	納付すべき金額	円									
延長を受けようとする税額		円									
延長を受けようとする期限		年 月 日									
延長を必要とする理由											
提供する担保の種類											

附 則

- 1 この規則は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当



分の間、所要の調整をして使用することができる。

- 3 この規則による改正後の第45号様式又は第47号様式は、それぞれこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する課税期間に係る鉱産税又は入湯税について適用し、施行日前に開始した課税期間に係る鉱産税又は入湯税については、なお従前の例による。

障害児福祉手当及び特別障害者手当等の支給に関する事務取扱規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第35号

障害児福祉手当及び特別障害者手当等の支給に関する事務取扱規則等の一部を改正する規則

(障害児福祉手当及び特別障害者手当等の支給に関する事務取扱規則の一部改正)

第1条 障害児福祉手当及び特別障害者手当等の支給に関する事務取扱規則(昭和61年3月規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2号様式(表)中

整理番号	
------	--

を

「

整理番号	
個人番号	

に、

「

配偶者			
扶養義務者(続柄)	( )	同居	別居

を

「

配偶者		個人番号	
扶養義務者(続柄)	( )	個人番号	同居 別居

に

改める。

第2号様式の2(表)中

整理番号	
------	--

を

整理番号	
個人番号	

に、

配偶者			
扶養義務者 (続柄)		( )	同居 別居

を

配偶者		個人番号	
扶養義務者 (続柄)	( )	個人番号	同居 別居

に

改める。

第2号様式の3(表)中

整理番号	
------	--

を

整理番号	
個人番号	

に、

配偶者			
扶養義務者 (続柄)		( )	同居 別居

を

配偶者		個人番号	
扶養義務者 (続柄)	( )	個人番号	同居 別居

に

改める。

(甲府市児童福祉法施行細則の一部改正)

第2条 甲府市児童福祉法施行細則(平成15年3月規則第17号)の一部を次のように改正する。

第1号様式（表面）中

フリガナ		を
氏名		

フリガナ		に、
氏名	個人番号：	

フリガナ		を
支給申請に係る 障害児氏名		

フリガナ		に改める。
支給申請に係る 障害児氏名	個人番号：	

第7号様式中

フリガナ		を
氏名		

フリガナ		に、
氏名	個人番号：	

フリガナ		を
通所給付決定に 係る障害児氏名		

フリガナ		に改める。
通所給付決定に 係る障害児氏名	個人番号：	

第10号様式中

フリガナ		を
通所給付決定		
保護者氏名		

フリガナ	
通所給付決定 保護者氏名	個人番号：

に、

フリガナ	
通所給付決定に 係る障害児氏名	

を

フリガナ	
通所給付決定に 係る障害児氏名	個人番号：

に改める。

第12号様式中

フリガナ	
氏名	

を

フリガナ	
氏名	個人番号：

に、

フリガナ	
通所給付決定に 係る障害児氏名	

を

フリガナ	
通所給付決定に 係る障害児氏名	個人番号：

に改める。

第14号様式中

通所給付決定保護者氏名	
通所給付決定に係る障害児氏名	

を

通所給付決定保護者氏名	
個人番号：	
通所給付決定に係る障害児氏名	
個人番号：	

に改める。

第16号様式中

フリガナ	
申請者氏名 (通所給付決定 保護者等氏名)	印

を

フリガナ	
申請者氏名 (通所給付決定 保護者等氏名)	印
個人番号：	

に、

給付決定障害者等 同一世帯に属する 他の	氏名	
		個人番号：

を

給付決定障害者等 同一世帯に属する 他の	氏名	
		個人番号：

に改める。

第25号様式中

フリガナ	
氏名	

を

フリガナ	
氏名	個人番号：

に改める。

(甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第3条 甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年9月規則第69号)の一部を次のように改正する。

第1号様式(表面)中 「

フリガナ	
氏名	

」を

「

フリガナ	
氏名	個人番号：

」に、

「

フリガナ	
支給申請に係る障害児氏名	

」を

「

フリガナ	
支給申請に係る障害児氏名	個人番号：

」に改める。

第12号様式中 「

フリガナ	
氏名	

」を

「

フリガナ	
氏名	個人番号：

」に、

「

フリガナ	
支給決定に係る障害児氏名	

」を

「

フリガナ	
支給決定に係る障害児氏名	個人番号：

」に改める。

第13号様式中

フリガナ		を
氏 名		

フリガナ		に、
氏 名	個人番号：	

フリガナ		を
支給決定に係る 障害児氏名		

フリガナ		に改める。
支給決定に係る 障害児氏名	個人番号：	

第14号様式中

フリガナ		を
氏 名		

フリガナ		に、
氏 名	個人番号：	

フリガナ		を
支給決定に係る 障害児氏名		

フリガナ		に改める。
支給決定に係る 障害児氏名	個人番号：	

第15号様式の2中

氏 名（児童の場合は児童氏名）		を
-----------------	--	---



氏名（児童の場合は児童氏名） 個人番号：	に改める。
-------------------------	-------

第16号様式中

フリガナ	
申請者氏名	印

を

フリガナ	
申請者氏名	印
	個人番号：

に、

同一世帯に属する他の 支給決定障害者等	氏名

同一世帯に属する他の 支給決定障害者等	氏名	
		個人番号：
		個人番号：
		個人番号：

を

に改める。

第18号様式中

フリガナ 受診者住所		電話番号		を
フリガナ 保護者氏名		受診者との 関係		
フリガナ 保護者住所 ※2		電話番号 ※2		
受診者の被 保険者証の記号 及び番号		保険者 名		
受診者と同一 保険の加入者				

フリガナ 受診者住所		電話番号		に
個人番号				
フリガナ 保護者氏名		受診者との 関係		
フリガナ 保護者住所 ※2		電話番号 ※2		
保護者個人番号				
受診者の被 保険者証の 記号及び番 号		保険者名		
受診者と同一 保険の加入者				
受診者と同一 保険の加入 者個人番号				

改める。

第21号様式中

「

受 診 者	フリガナ		性別	生年月日
	氏名		男・女	年 月 日
	フリガナ			
	住所			
保護者（受診者が 18歳未満の場合に 記入する。）	フリガナ		続柄	
	氏名			
	フリガナ			
	住所			

を

「

受 診 者	フリガナ		性別	生年月日															
	氏名		男・女	年 月 日															
	フリガナ																		
	住所																		
	個人番号																		
保護者（受診者が 18歳未満の場合に 記入する。）	フリガナ		続柄																
	氏名																		
	フリガナ																		
	住所																		
	個人番号																		

に

改める。

第 2 2 号様式中

フリガナ		電話番号	
住所			

を

フリガナ		電話番号	
住所			
個人番号			

に

改める。

第 2 8 号様式中

住所	
----	--

を

住所	
個人番号	

に

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市規則第36号

甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）の一部を次のように改正する。

第14条の5第1項中「甲府市国民健康保険移送費支給申請書（第1号様式の7）」を「甲府市国民健康保険療養費支給申請書」に改める。

第14条の6第1項中「甲府市国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書（第1号様式の9）」を「甲府市国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書（第1号様式の9）」に改める。

第14条の9の次に次の2条を加える。

（特定疾病の認定申請）

第14条の10 省令第27条の13第1項の規定による申請は、甲府市国民健康保険特定疾病認定申請書（第1号様式の16）によってしなければならない。

（基準収入額適用申請）

第14条の11 省令第24条の3の規定による申請は、甲府市国民健康保険基準収入額適用申請書（第1号様式の17）によってしなければならない。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第14条の2、第14条の6関係）

収納	交付方法

限 度 額 適 用  
甲府市国民健康保険 標 準 負 担 額 減 額 認 定 申 請 書  
限度額適用・標準負担額減額

(あて先) <span style="float: right;">年 月 日</span> 甲府市長 (世帯主)					
住 所 〒 _____ <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-left: 100px;"> <span>甲府市</span> <span>丁目</span> <span>番</span> <span>号</span> </div> <hr/> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-left: 100px;"> <span>フリガナ</span> <span>番地</span> </div>					
フリガナ 氏 名 _____ (男・女) 個 人 番 号 _____ 電 話 番 号 _____					
被保険者証 記号・番号	—	区分	一般・退本・退扶	長期入院	該当・非該当
限度額適用 ・減額対象者	フリガナ 氏 名 _____ 個 人 番 号 _____ 年 月 日生(男・女)			世帯主との 続柄	
申請日の前1年間の入院期間(日数)			入院をした保険医療機関等		
①	年 月 日から	年 月 日まで	日間	所在地	
				名称	
②	年 月 日から	年 月 日まで	日間	所在地	
				名称	
③	年 月 日から	年 月 日まで	日間	所在地	
				名称	
④	年 月 日から	年 月 日まで	日間	所在地	
				名称	
⑤	年 月 日から	年 月 日まで	日間	所在地	
				名称	

限度額適用  
標準負担額減額  
限度額適用・標準負担額減額

認定・却下決定 年 月 日

処理欄	市民税確認欄	認定	発行年月日	年 月 日	決定欄
	ア・イ・ウ・ エ・オ I・II		長期該当年月日	年 月 日	
		却下			

来庁者氏名 (対象者との続柄)

---

第1号様式の3を次のように改める。

第1号様式の3（第14条の3関係）

収納	担当

甲府市国民健康保険食事療養・生活療養標準負担額差額支給申請書

(あて先) 甲府市長		年 月 日	
(世帯主) 住 所 甲府市 フリガナ 氏 名 個人番号 電話番号		印	
被保険者証 記号・番号	区分	一般・退本・退扶	長期入院 該当・非該当
減額 対象者	フリガナ 氏名 個人番号 生年月日	年 月 日生(男・女)	世帯主 との 続 柄
減額認定証の交付を受けている者		発行年月日	年 月 日
		長期該当年月日	年 月 日
入院期間(日数) 年 月 日から (日間) 年 月 日まで		食事療養を受けた保険医療機関等 所在地 名 称	
入院期間に受けた食事療養に対して支払った額(標準負担額)			円
減額認定証の交付申請又は提出ができなかった理由			

口座振込依頼書				
金融機関名	支店名	種別	口座番号	世帯主口座名 (カタカナ)
銀行 信用金庫 信用組合 農協		1 普通 2 当座		

食事療養標準負担額差額		支給・不支給 決定		年 月 日
処理欄	支 給	円 (@ 円 × 食)	決 定 欄	
	不支給			

第1号様式の5を次のように改める。

第1号様式の5（第14条の4、第14条の5関係）

負傷原因確認	収納状況	受付

甲府市国民健康保険療養費支給申請書

保 険 者 番 号						
1	9	0	0	1	7	

連合会確認欄
--------

加入制度	本家人外区分				
1国保	1本入	3六入	5家入	7高一入	9高7入
4退職	2本外	4六外	6家外	8高一外	0高7外

決定額						
一部負担額						
支給額						
公費負担	福	障				

支給申請書受理番号：

申請内訳	0101一般 0103歯科 0104調剤 02補装具 03柔整 04マッサージ 05はり・きゅう 06生血 07移送					
(世帯主) 申請者	住所	〒				
	氏名	Ⓜ	個人番号			
	電話 (連絡先)		生年月日	年 月 日 生		
被保険者番号	—		性別	男 女		
療養を受けた被保険者氏名			世帯番号			
個人番号			受診者宛番号			
傷病名						
発病負傷年月日						
療養期間 (調剤・施術)						
発病又は負傷の原因						
診療薬剤の支給又は手当を受けた病院・診療所・薬局等	所在地 名称					
療養費の支給申請をした理由	1 旅行中発病し、被保険者証を所持していなかった。 2 旅行中発病し被保険者証を提出したが保険診療をしてもらえなかった。 3 遠隔地の被保険者証を提出したが保険診療をしてもらえなかった。 4 保険診療していない病院・診療所等での診療を必要とした。 5 医師の診断により（治療用装具・生血・移送）を必要とした。 6 その他（ ）			診療調剤又は手当に従事した医師、 歯科医師、薬剤師その他の者の氏名		
次の口座にお振り込み下さい。				療養に要した費用		
				百万	十万	万
振込先金融機関	銀行コード					
	銀行名	銀行・農協 信用金庫・信用組合			支店コード	
	(右詰前0) 口座番号				支店名	
	フリガナ				口座種別	1普通 2当座
口座名義人						
上記のとおり療養に要した費用に関する証拠書類を添えて申請します。 年 月 日						
世帯主氏名 Ⓜ						
(あて先) 甲府市長						



第1号様式の7を次のように改める。

第1号様式の7 削除

第1号様式の9を次のように改める。

第1号様式の9 削除

第1号様式の11を次のように改める。

第1号様式の11（第14条の7関係）

収納	台帳

甲府市国民健康保険高額療養費支給申請書

（ 年 月診療分 ）

	1	2
受診者氏名 生年月日	年 月 日生	年 月 日生
資格区分	一般 退本 退共	一般 退本 退共
医療機関名		
傷病名		
療養区分	入院 外来 調剤 歯科	入院 外来 調剤 歯科
療養期間	月 日から 日まで 日間	月 日から 日まで 日間
一部負担金額	円	円

	3	4
受診者氏名 生年月日	年 月 日生	年 月 日生
資格区分	一般 退本 退共	一般 退本 退共
医療機関名		
傷病名		
療養区分	入院 外来 調剤 歯科	入院 外来 調剤 歯科
療養期間	月 日から 日まで 日間	月 日から 日まで 日間
一部負担金額	円	円

口座振込依頼書

金融機関名	支店名	種別	口座番号	世帯主口座名
		1 普通 2 預金		(カタカナ)
金融機関コード				

上記のとおり申請します。

年 月 日

(あて先) 甲府市長 〒 -

住所

世帯主氏名

電話番号

( )

印

市 処 理 欄	総医療費	円	高額療養費	円	多数該当	
	一部負担金	円	既支給済額	円	支払方法	
	自己負担金	円	差引支給額	円	受付	
	区分	ア イ ウ エ オ	A B C		IV III II I	
	記号番号	-	世帯番号			
	申請者個人番号		受診者個人番号			

第1号様式の13中「氏名」を「氏名 申請者個人番号  
電話番号」に改める。  
「氏名 受診者個人番号  
電話番号」

第1号様式の15の次に次の2様式を加える。

第1号様式の16（第14条の10関係）

甲府市国民健康保険特定疾病認定申請書

年 月 日

(あて先)

甲府市長

住 所 甲府市 丁目 番 号

町 番地

氏 名

個人番号

電話番号

被保険者証 の記号番号		認定を受けようと する被保険者の氏 名等	氏名
			個人番号 生年月日  年 月 日
病 名	1 慢性腎不全（人工透析治療を要する） 2 血友病 3 血液凝固因子製剤に起因する HIV 感染症	※該当する病名番号に○をつけてください。	

※ 添付書類 特定疾病認定に係る医師の意見書等

第1号様式の17（第14条の11関係）

甲府市国民健康保険基準収入額適用申請書

年 月 日

フリガナ 世帯主氏名 個人番号		被保険者証 の記号番号	—
生年月日	年 月 日生	電話番号	
住 所 〒 -	甲府市		

被保険者氏名 (個人番号)	( )	( )	( )	
	生 年 月 日	年 月 日生	年 月 日生	年 月 日生
年中の収入	公的年金 老 齢 基 礎 年 金、 老 齢 厚 生 年 金、 退 職 共 済 年 金、 老 齢 年 金、 退 職 年 金 等			
	給与 パート収入等を含む。			
	年金・給与以外の収入 ( ) 収入			
	合 計			

備考

(あて先) 甲府市長  
上記のとおり、関係書類を添えて国民健康保険の負担区分判定に係る収入の額を申請します。  
年 月 日

申請者  
氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第16条の2関係）

年 月 日

甲府市国民健康保険第三者行為による傷病届

(あて先)  
甲府市長

世帯主・被保険者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ ④  
個人番号 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_

(国民健康保険法施行規則第32条の6・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第46条の規定により) 次のとおり届出ます。

被保険者又は受給者(被害者)	被保険者証記号番号【公費番号】		【 _____ 】	人身傷害保険(特約)の加入	有・無 保険会社名 ( _____ )		
	保険種別	一般、退職(未就学児・本人・家族・前期高齢者) ・ 後期高齢者 ・ 介護					
	フリガナ 氏名 個人番号		住所				
	年 月 日生・ 歳		電話番号	性別	男・女	職業	
世帯主との続柄 親・子・( _____ )							
相手方(加害者)	フリガナ 氏名		住所				
	年 月 日生・ 歳		電話番号	性別	男・女	職業	
	保有者との関係						
	保有者(使用主・所有者)	名称(代表者)	住所				
		保険契約者との関係		TEL _____			
相手方(加害者)自動車関係	※任意保険の有無について必ず確認をしてください。		自賠責保険		任意保険(有・無)		
	保 險 者	氏名					
			住所				
	保険会社(共済)						
	保険証明書番号						
	保険契約期間						
車 種			登録番号			車体番号	
事故の内容	発 生 日			警察への届け出	届け出済・未届( _____ ) 署		
	発 生 場 所				事 故 原 因 と 状 況		
	心 身 の 状 況	被保険者又は受給者(被害者) 相手方(加害者)					
治療関係	傷病名及び傷病の程度		(入院・通院)		保 険 医 療 機 関 名		
	診 療 の 期 間 (見込み期間)		年 月 日 から 年 月 日 まで				
示談	示談が成立した( _____ 年 月 日)・交渉中・示談はしない・示談をする予定( _____ 月頃)・裁判の見込み						
損害賠償金を受領した場合	名	目	金額又は商品	受領年月日			
				年 月 日			

第4号様式の4を次のように改める。

第4号様式の4（第16条の6関係）

甲府市長



・同封の納付書により納付してください。なお、口座振替の方は、右記の金融機関の預金口座から自動振替えされますので、納付書は同封しておりません。また、特別徴収の方は、年金からの引き落としとなります。（特別徴収の方でも年金からの引き落としが開始されるまでの間は、普通徴収となります。）

記号・番号	
金融機関名	
口座番号	
徴収方法	

※徴収方法欄に厚生労働大臣と記載がある場合、厚生労働大臣からの委任を受け、日本年金機構が特別徴収に係る事務を行うこととなっています。

--	--	--	--

賦課額変更の理由		増額・減額の賦課額(円)

	所得割		均等割		平等割額(円)	算出合計額(円)	減額	
	賦課総所得額(円)	所得割額(円)	人員	均等割額(円)			割合	軽減額(円)
医療分 支援分 介護分 合算額			-					
医療分 支援分 介護分 合算額			-					
	限度超過額(円)	月割減額(円)	平等割軽減後内訳 月数 平等割額(円)		加入 月数	月割賦課額 (円)	減免額(円)	確定賦課額(円)
医療分 支援分 介護分 合算額			-		-			
医療分 支援分 介護分 合算額			-		-			

※加入月数は、世帯の中で有資格期間が最長の人に合わせています。

【普通徴収】

	円	円	円	円	円	円	円
納期限(振替日)	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	円	円	円	円	円	円	円

	円	円	円	円	円	円	円
納期限(振替日)	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	円	円	円	円	円	円	円

【特別徴収】

月 別	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円



第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第20条関係）

年 月 日

様

甲府市長



甲府市国民健康保険料減免  承認  不承認 決定通知書

年 月 日付けで申請のありました保険料の減免については、次のとおり  承認  不承認 と決定しましたので通知します。

承認

保険料額 (A)		減免する保険料額 (B)		減免後の保険料額 (C) (A) - (B)			
円		円		円			
期	保険料額	減免する 保険料額	減免後の 保険料額	期	保険料額	減免する 保険料額	減免後の 保険料額
	円	円	円		円	円	円
理由				合計			

不承認

理由
----



第8号様式の2中

「

離職者名	
------	--

」

を

「

離職者名	
個人番号	

」

に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第37号

甲府市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）の一部を次のように改正する。

第18条第6項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第1号様式及び第3号様式中 「

被保険者番号																				
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 を

「

被保険者番号																				
個人番号																				

 に改める。」

第4号様式中 「

被保険者番号																				
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 を

「

被保険者番号																				
個人番号																				

 に、

「

フリガナ																				
氏名																				

 を

「

フリガナ	
氏名	
個人番号	

に改める。」

第 6 号様式、第 8 号様式、第 9 号様式、第 11 号様式、第 12 号様式及び第 12

号様式の 2 中 「

被保険者番号	
--------	--

を

「

被保険者番号	
個人番号	

に改める。」

第 12 号様式の 3 中 「

計算期間の始期及び終期	年 月 ~ 年 月
-------------	-----------

」

を 「

個人番号	
計算期間の始期及び終期	年 月 ~ 年 月

に改める。」

第 17 号様式及び第 18 号様式中

「

被保険者番号	
--------	--

を

「

被保険者番号	
個人番号	

に改める。」

#### 附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 12 月 28 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 38 号

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市市営住宅条例施行規則（平成 9 年 10 月規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表中「北新団地 A 棟駐車場」を「北新団地駐車場」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

---

# 告示

---

甲府市告示第484号

地方自治法第243条の3第1項及び甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市土地区画整理事業用地先行取得事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市簡易水道等事業特別会計、甲府市後期高齢者医療特別会計、甲府市浄化槽事業特別会計の平成27年度上半期の財政状況及び甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市土地区画整理事業用地先行取得事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市簡易水道等事業特別会計、甲府市後期高齢者医療特別会計、甲府市浄化槽事業特別会計の前年度決算状況を、別紙のとおり公表する。

平成27年12月1日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第485号

地方公営企業法第40条の2の規定に基づき、甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計、甲府市水道事業会計の平成27年度上半期の業務の状況及び甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計、甲府市水道事業会計の前年度の決算の状況を、甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例第4条第1項により、別紙のとおり公表する。

平成27年12月1日

甲府市長 樋口 雄一

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年12月2日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市大里町字東耕地2211番1及び2211番5から2211番19  
まで  
以上16筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、ゴミ置場及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市相生一丁目16番16号  
有限会社セントラルホームズ  
代表取締役 雨宮 孝



甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年12月2日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                     |
|------------|---------------------|
| (1) 入札番号   | (業務委託) 第782号        |
| (2) 業務名称   | 市営団地消防設備保守点検業務委託    |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から平成28年3月25日まで |
| (4) 履行場所   | 仕様書等による             |
| (5) 業務内容   | 仕様書等による             |
| (6) 予定価格   | 公表しない               |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
- (3) 本委託を遂行するための有資格者（消防設備点検資格者、若しくは消防設備士）を雇用していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (9) 市税の滞納がない者であること。

- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成27年12月2日(水)～平成27年12月10日(木)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時  
平成27年12月10日(木)については、午後3時まで
- (2) 配付場所 甲府市建設部建設総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階  
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成27年12月2日(水)～平成27年12月10日(木)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時  
平成27年12月10日(木)については、午後3時まで
- イ 場所 甲府市建設部建設総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階  
電話055-237-5797
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成27年12月24日(木) 午前10時
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-2  
甲府市丸の内1丁目18番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第488号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成27年12月2日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

甲府市告示第489号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成27年12月3日

甲府市長 樋口雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間  
告示の日から2週間

甲府市告示第490号

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例（平成25年9月条例第24号）第11条第2項、第3項及び第12条第1項の規定により、自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し、保管したので、第12条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成25年9月規則第28号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年12月3日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所  
吉野家東・吉野家裏  
郵便局前・ロータリー  
労働局前
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等  
別紙のとおり
- 3 保管した日  
平成27年11月26日（木）
- 4 返還の申出場所  
市民部市民協働室消費生活センター  
交通安全係 電話番号 055-237-5303
- 5 保管場所  
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物  
住所・氏名を確認できるもの・自転車等の鍵  
撤去保管料（自転車1000円・原動機付自転車2000円）

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例（平成25年9月条例第24号）第11条第2項、第3項及び第12条第1項の規定により、自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し、保管したので、第12条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成25年9月規則第28号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年12月3日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所  
山梨県立図書館西側駐輪場南道路  
甲府駅北口信号北東  
よっちゃばれ広場  
NHK付近コインパーキング前
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等  
別紙のとおり
- 3 保管した日  
平成27年11月30日（月）
- 4 返還の申出場所  
市民部市民協働室消費生活センター  
交通安全係 電話番号 055-237-5303
- 5 保管場所  
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物  
住所・氏名を確認できるもの・自転車等の鍵  
撤去保管料（自転車1000円・原動機付自転車2000円）

甲府市告示第492号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成27年12月4日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名       | 平成27年度市県民税過年第1期督促状<br>平成27年度市県民税第1期督促状<br>平成27年度市県民税第2期督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり   |
| 3 | 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室収納課   |



甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の物件の一般競争入札を執行する。

平成27年12月4日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札に付する売却物件概要等

物件番号2-1

- (1) 土地の所在 甲府市国玉町字梅ノ木813番8
- (2) 登記地目 宅地
- (3) 登記地積 90.29㎡

2 入札参加申込等の受付期間、受付場所及び受付方法

(1) 受付期間

平成27年12月14日（月）から平成27年12月25日（金）までの午前9時から午後5時までの間。（この期間内の土・日曜日及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

甲府市総務部契約管財室管財課  
甲府市丸の内一丁目18番1号（甲府市役所 本庁舎5階）  
電話055-237-5197

(3) 受付方法

持参又は郵送（簡易書留）による受付とし、郵送による場合は、平成27年12月25日（金）当日消印有効とする。

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 平成28年1月19日（火） 午前10時30分から

(2) 場所 甲府市役所 本庁舎7階 会議室7-1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

4 入札に参加できる者の資格及び条件

次に該当する者を除く法人又は個人であること。

- (1) 売却対象地に関する業務に従事する本市職員
- (2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後二年間を経過しない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 甲府市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 甲府市の実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げ

- た者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が甲府市との契約を締結すること又は契約者が甲府市との契約を履行することを妨げた者
- エ 正当な理由がなく甲府市との契約を履行しなかった者
- オ この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者又は役員が暴力団員である法人。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立がなされている者（更生手続き開始又は民事再生手続き開始の決定を受けた者を除く）
- 5 入札を無効とする場合に関する事項  
次のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (1) 入札保証金を納めない場合や金額が不足している入札
- (2) 一人で二通以上の入札をした場合はその全部の入札
- (3) 一物件につき、一人で他人の代理も兼ねて参加した者の入札又は二人以上の人から委任を受けた者の入札
- (4) 入札書に書かれた金額、氏名（法人にあっては商号名称及び代表者名）の確認しがたいもの、鉛筆書きのもの、押印のないもの、その他重要な事項が誤脱等により意思表示が不明瞭なため識別しがたいもの
- (5) 入札書に書いた金額を訂正した入札
- (6) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと関係職員が認める場合における全部の入札
- (7) 入札時において、4の「入札に参加できる者の資格及び条件」を満たさなくなった者の入札
- (8) 入札参加申込みをしない者の入札
- (9) 代理人として代理権の確認を受けていない者の入札
- (10) 入札にあたり他人を脅迫し、その他不正行為のあった者の入札
- (11) 再度入札にあたり、直前の最高価格以下の入札
- (12) 入札に関し、市の担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (13) 郵送による入札
- (14) 前各号にあげるもののほか「入札案内書」に規定する入札に関する条項に違反した者の入札
- 6 契約書作成の要否及び代金支払方法  
契約書の作成を要し、代金は一括現金納入とする。
- 7 現地説明会開催  
入札参加申込受付期間中、希望者に対して実施する。
- 8 特記事項

現状有姿による契約

現状有姿の状態で売り渡すものとする。

9 入札保証金、契約保証金及び違約金に関する事項

(1) 入札保証金の納付等

ア 入札保証金は、各自入札価格の100分の5以上に相当する金額を、一括で甲府市の指定する口座に振り込むものとする。

イ 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により返還する。

ウ 入札保証金には、利息を付さない。

(2) 契約保証金の納付等

ア 契約保証金は、売買価格の100分の10以上に相当する金額を、契約締結時に一括で甲府市の指定する口座に振り込むものとする。

イ 契約保証金には、利息を付さない。

(3) 違約金

ア 落札者が、落札日の翌日から7日以内に、売買契約を締結しないとき（落札後、入札申込みができない者であることが判明し、その入札が無効になったときなどを含む。）は、違約金として入札保証金は甲府市に帰属する。

イ 落札者が、契約締結日より30日以内に売買代金の差額の支払いを行わなかったときは、売買契約を解除のうえ、違約金として契約保証金は甲府市に帰属する。

甲府市告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成27年12月17日まで一般の縦覧に供する。

平成27年12月4日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	西油川2号線	甲府市西油川町字釜池 226番1地先から 甲府市西油川町字蛭沢 82番1地先まで	189.4	平成27年 12月4日

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年12月7日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- |                |          |
|----------------|----------|
| (1) 入札番号       | 第2789号   |
| (2) 物件名        | 防災備蓄用食料  |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限       | 入札説明書による |
| (5) 納入場所       | 入札説明書による |
| (6) 予定価格       | 公表しない    |
| (7) 最低制限価格     | 設けない     |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者。

- (1) 甲府市内に本店または本社を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。
- (8) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成27年12月7日（月）～平成27年12月16日（水）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
  - ア 期間 平成27年12月7日（月）～平成27年12月16日（水）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時～午後5時
  - イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成28年1月8日（金） 午後1時30分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付  
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要

- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年12月7日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- |                |               |
|----------------|---------------|
| (1) 入札番号       | 第3107号        |
| (2) 物件名        | 小学校新一年生分給食用食器 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による      |
| (4) 納入期限       | 入札説明書による      |
| (5) 納入場所       | 入札説明書による      |
| (6) 予定価格       | 公表しない         |
| (7) 最低制限価格     | 設けない          |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者。

- (1) 甲府市内に本店または営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市の物件供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「調理機器」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成27年12月7日（月）～平成27年12月16日（水）



(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成27年12月7日(月)～平成27年12月16日(水)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成28年1月8日(金) 午後1時40分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免

除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第497号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成27年12月7日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                |
|---|-----------|----------------|
| 1 | 書類名       | 平成27年度軽自動車税督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり         |
| 3 | 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室収納課 |

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

平成27年12月7日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

こうふ開府500年観光PR用特設ホームページ制作業務

2 業務概要

山梨県の平成26年観光入込客数は、3,000万人を突破し、特に訪日外国人観光客の延べ宿泊数は94万2千人（前年比191.3%）となり、全国1位の伸び率となった。特に、富士・東部圏域は、県全体の観光客の46%を占め、伸び率も高い状況である。

甲府市における観光入込客数は286万5千人（前年比95.6%）で県全体の9.5%、訪日外国人客の延べ宿泊数は1万2千人（前年比125.2%）で県全体の1.2%にすぎない状況であり、県全体の伸び率等と比較しても、甲府市はその恩恵を十分に享受できていないことが解る。

このような状況を踏まえ、本業務は多様化する情報発信に対応すべく、また、海外にも効果的に情報発信を行うことを目的に、甲府市が株式会社カプコンと締結している「地域活性化に関する包括連携協定」を活用し、若年層や海外にも人気の高いゲームコンテンツである「戦国BASARA」シリーズを用いた特設ホームページを制作することにより、新たなターゲット層に対し甲府市の魅力を効果的に発信することで、甲府市を訪れる観光客を増やし、交流人口の増加による地域活性化を図ることを目的とするものである。

併せて、この特設ホームページのコンテンツは「武田信玄」をシンボリックに表現し、2019年（平成31年）に甲府市が迎える開府500年や、2021年（平成33年）に迎える信玄公生誕500年についても効果的に情報発信するため、本業務の受託事業者を、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から「公募型プロポーザル」方式による選考を実施する。

3 履行期間

契約締結の日から平成28年3月31日までとする。

4 参加資格要件

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 平成22年度から平成26年度までに、受託者以外の第三者が保有するゲームコンテンツなどの著作物を取り扱った本業務と類似した業務の受託実績を1件以上有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 税の滞納がない者であること。

## 5 手続等

- (1) こうふ開府500年観光PR用特設ホームページ制作業務公募型プロポーザル実施要領（以下「公募型プロポーザル実施要領」という。）、仕様書及び各種様式等は、甲府市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

## 6 連絡先

甲府市産業部産業振興室観光課（担当：志村）  
〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号  
TEL：055-237-5702  
FAX：055-227-8065  
電子メール：sangkaka@city.kofu.lg.jp

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成27年12月8日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(電気) 297号		
工事名	城南中学校夜間照明施設改修工事		
工事場所	甲府市大里町2590-1		
工事概要	1	工事内容	城南中学校グラウンド夜間照明施設改修工事1式 ・LED投光器（マルチハロゲン灯1000W相当）取替 56台他
	2	工期	平成28年3月18日まで
	3	予定価格 (税込み)	35,536,320円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。ただし、1件の工事請負額が、1,700万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型I
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による

日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年12月8日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年12月17日
	3	申請書受付開始日	平成27年12月8日
	4	申請書受付締切日	平成27年12月17日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年12月24日
	6	設計図書配付開始日	平成27年12月8日
	7	設計図書配付締切日	平成27年12月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年12月8日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年12月25日
	10	入札日時	平成28年1月8日 午前9時20分
	11	価格以外の評価点公表日	平成28年1月14日
	12	開札日時	平成28年1月20日 午前9時20分
	13	落札者決定日	平成28年1月21日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成28年1月5日 午後5時まで
	2	回答	平成28年1月6日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成28年1月18日まで
	2	回答	平成28年1月19日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成28年1月19日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	

契約保証金	<p>契約金額の 10/100 納付  ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	<p>甲府市総務部契約管財室契約課  〒400-8585  甲府市丸の内一丁目18番1号  電話055-237-5124</p>	



甲府農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案及びその変更理由書を次により縦覧に供する。

平成27年12月8日

甲府市長 樋口 雄一

1 甲府農業振興地域整備計画案の縦覧

(1) 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目18番1号  
甲府市産業部農林振興室農政課

(2) 縦覧期間

自 平成27年12月9日  
至 平成28年1月7日

2 意見書の提出

甲府市の区域内に住所を有する者（市内に事務所を有する法人も含む）は、農業振興地域整備計画の案について、平成27年1月7日までに、市に対して文書で意見を提出することができる。

なお、提出された意見書については、要旨を取りまとめ、その処理結果を同法第12条第1項の規定に基づく農業振興地域整備計画書の公告時に合わせて公告する。

(1) 意見書の提出先

縦覧場所と同じ

3 異議の申し出

甲府農業振興地域整備計画の案のうち、農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し法律上保護される権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成28年1月7日の翌日から起算して15日以内である平成28年1月22日までに、市に対して文書でこれを申し出ることができる。

(1) 異議申出先

縦覧場所と同じ

甲府市告示第501号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年12月8日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 酒折東部自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	川 口 忠 男	小 澤 和
代表者 住 所	甲府市酒折二丁目2番21号	甲府市酒折二丁目10番17号の3

3 変更年月日 平成26年4月19日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路法による事業計画の定められた道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして、次のとおり指定する。

その関係図書は建設部建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成27年12月8日

甲府市長 樋口 雄一

- |            |                               |
|------------|-------------------------------|
| 1. 事業名     | 市道新設改良事業                      |
| 2. 道路の種類   | 市道                            |
| 3. 路線名     | 市道北新3号線（市道認定平成22年3月25日）       |
| 4. 道路の地名地番 | 甲府市北新一丁目、北新二丁目地内（別添位置図参照）     |
| 5. 延長      | 96.7m                         |
| 6. 幅員      | 8.0m～9.6m                     |
| 7. 添付書類    | 位置図、公図の写し、登記事項要約書、計画平面図、標準横断図 |

甲府市自転車駐車場条例（平成19年9月条例第28号）第13条第1項の規定により、自転車駐車場内の自転車を撤去し、保管したので、同条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成19年9月規則第42号）第5条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年12月8日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所  
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場  
甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場  
甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場  
甲府市酒折駅南口自転車駐車場  
甲府市酒折駅北口自転車駐車場
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等  
別紙のとおり
- 3 保管した日  
平成27年11月27日（金）
- 4 返還の申出場所  
市民部市民協働室消費生活センター  
交通安全係 電話番号 055-237-5303
- 5 保管場所  
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場  
甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場  
甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場  
甲府市酒折駅北口自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物  
住所・氏名を確認できるもの・自転車の鍵

甲府市告示第504号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年12月10日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 小松町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	水 口 義 久	窪 田 泉
代表者 住 所	甲府市小松町327番地4	甲府市小松町492番地3

3 変更年月日 平成27年4月1日

甲府市告示第505号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成27年12月10日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 書類名   | 甲府市国民健康保険料納入通知書  |
| 2 | 発送日   | 平成27年11月2日   |
| 3 | 項目    | 平成27年度国民健康保険料5期～9期分  |
| 4 | 納期限   | 平成27年11月30日<br>(納期限を平成28年1月4日に再指定)<br>平成28年1月4日                      平成28年2月1日<br>平成28年2月29日                    平成28年3月31日 |
| 5 | 納付場所  | 甲府市指定金融機関<br>甲府市収納代理金融機関<br>ゆうちょ銀行・郵便局<br>甲府市税務部収納管理室収納課<br>甲府市市民部市民総室国民健康保険課<br>窓口センター<br>甲府市指定コンビニエンスストア                 |
| 6 | 納付義務者 | 別紙のとおり   |

甲府市告示第506号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年12月11日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                  |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 書類名       | 差押調書謄本 税発第2500号  |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略)             |
| 3 | 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第507号

平成27年12月7日付け甲府市告示第495号で告示した一般競争入札を取り消すので、次のとおり告示する。

平成27年12月14日

甲府市長 樋口雄一

- 1 入札対象物品
  - (1) 入札番号 第2789号
  - (2) 物件名 防災備蓄用食料
  
- 2 取消の理由  
仕様に変更が生じたため
  
- 3 問い合わせ先  
甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194



甲府市告示第508号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年12月15日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 東栄会自治会

2 変更事項  
代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	小 林 宣 保	早 川 政 隆
代表者 住 所	甲府市東光寺三丁目7番11号	甲府市東光寺三丁目6番8号

3 変更年月日 平成27年4月5日

甲府市告示第509号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成27年12月15日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

地方自治法第219条第2項の規定により、平成27年12月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

平成27年12月15日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 平成27年度甲府市一般会計補正予算（第6号）
- 2 平成27年度甲府市一般会計補正予算（第7号）
- 3 平成27年度甲府市一般会計補正予算（第8号）
- 4 平成27年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 5 平成27年度甲府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 平成27年度甲府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 7 平成27年度甲府市浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年12月15日 原案可決

甲府市告示第511号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律 第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年12月15日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |      |  |
|---|------|--|
| 1 | 書類名  | 差押調書謄本                                 |
| 2 | 発送日  | 平成27年12月7日                             |
| 3 | 返戻日  | 平成27年12月9日                             |
| 4 | 通知者  | 甲府市富士見2丁目5番25号<br>102<br>(省略)          |
| 5 | 保管場所 | 甲府市丸の内一丁目18番1号<br>甲府市 市民部 市民総室 国民健康保険課 |

甲府市告示第512号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第51条の17第1項第1号による指定特定相談支援事業者、及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号による指定障害児相談支援事業者として次の者を指定したので、障害者総合支援法第51条の30第2項第1号、及び児童福祉法第24条の37第1項第1号の規定により公示する。

平成27年12月17日

甲府市長 樋口雄一

1 指定特定相談支援事業者

事業者の名称 及び所在地	事業所の名称 及び所在地	指定年月日	指定した 事業の種類	事業の 主たる 対象者	事業所番号
社会福祉法人 いきいき倶楽部  甲府市下向山 町1280番 地1	相談支援事業所 コスモ・アンシア  甲府市相生三丁 目3番14号	平成28年 1月1日	指定計画相 談支援	特定な し	1930101744

2 指定障害児相談支援事業者

事業者の名称 及び所在地	事業所の名称 及び所在地	指定年月日	指定した 事業の種類	事業の 主たる 対象者	事業所番号
社会福祉法人 いきいき倶楽部  甲府市下向山 町1280番 地1	相談支援事業所 コスモ・アンシア  甲府市相生三丁 目3番14号	平成28年 1月1日	指定障害児 相談支援	特定な し	1970101752

甲府市告示第513号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

平成27年12月17日

甲府市長 樋口雄一

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市勤労者福祉センター	甲府市朝気2丁目2番22号 一般財団法人甲府市勤労者福祉サービスセンター	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで

甲府市告示第514号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

平成27年12月17日

甲府市長 樋口雄一

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
朝日悠遊館	甲府市塩部一丁目4番1号 朝日悠遊館運営協議会	平成28年4月1日から 平成31年3月31日まで
富士川悠遊館	甲府市中央三丁目3番1号 富士川悠遊館運営協議会	平成28年4月1日から 平成31年3月31日まで

甲府市告示第515号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

平成27年12月18日

甲府市長 樋口雄一



甲府市告示第516号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年12月18日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市桜井町字宮ノ前165番3及び165番4  
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市国玉町468番地の1  
社会福祉法人くだま福祉会  
理事 高根 昭三郎

甲府市告示第517号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年12月18日

甲府市長 樋口 雄一

- |             |                  |          |
|-------------|------------------|----------|
| 1 書類名       | 差押調書謄本           | 税発第2567号 |
| 2 送達を受けるべき者 | （省略）             |          |
| 3 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |          |

甲府市告示第518号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）第4条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、同条例第11条の規定により告示する。

平成27年12月18日

甲府市長 樋口 雄一

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市甲府駅南口 第1自転車駐車場	甲府市池田一丁目5番9号 甲府ビルサービス株式会社	平成28年4月1日から 平成31年3月31日まで
甲府市甲府駅南口 第2自転車駐車場		

甲府市告示第519号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年12月21日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                  |          |
|---|-----------|------------------|----------|
| 1 | 書類名       | 差押調書謄本           | 税発第2766号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略）             |          |
| 3 | 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |          |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年12月22日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市上曾根町字夕顔田107番1及び107番4から107番7まで  
以上5筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
笛吹市石和町四日市場1846番地1  
株式会社信拓  
代表取締役 白神信義

甲府市告示第521号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に基づき、玉諸地区及び甲運地区の平成27年度特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、計量法第21条第2項の規定により公告する。

平成27年12月24日

甲府市長 樋口雄一

1 検査日程

検査月日	受付時間	検査場所	対象区域
1月25日（月）	10:00～12:00 13:00～15:00	J A 甲府市 玉諸支店	玉諸地区
1月26日（火）		J A 甲府市 東地区経済 センター	甲運地区 （川田町、横根町）
1月27日（水）			
1月28日（木）			甲運地区 （桜井町）
1月29日（金）			甲運地区 （和戸町）

2 検査対象特定計量器 質量計

甲府市告示第522号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成28年1月7日まで一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	上町14号線	甲府市上町字年代 333番1地先から 甲府市上町字年代 326番1地先まで	167.5	平成27年 12月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体として認可したので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月28日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 西高橋町自治会

2 規約に定める目的

この会は、地域住民相互の連絡、親睦、福祉環境の整備等を図り、集会施設その他共有財産の維持管理等を行い、他地域と良好な共同活動を行うと共に地域社会の発展に寄与することを目的とする。

3 区域

甲府市西高橋町314番地、313番地2、25番地3、233番地1、233番地3、286番地1、33番地、233番地、291番地、396番地2、202番地、318番地、317番地、281番地3、283番地、219番地6、304番地2、89番地、85番地、86番地、89番地、88番地、86番地、89番地1、86番地15、556番地1、556番地5、551番地5、250番地2、250番地3、248番地8、248番地7、248番地6、248番地2、250番地1、415番地4、491番地2、332番地、415番地5、491番地1、430番地、485番地2、476番地1、431番地、330番地、333番地、415番地6、352番地、347番地4、349番地7、349番地4、354番地、353番地、359番地、321番地、351番地、350番地、346番地、152番地12、152番地13、152番地17、152番地14、152番地5、152番地16、152番地11、152番地10、152番地8、152番地6、152番地15、305番地1、334番地、338番地、551番地2、342番地、552番地5、528番地、348番地、336番地、344番地、343番地、337番地、218番地3、39番地4、39番地3、63番地3、6番地、39番地6、39番地5、3番地2、2番地1、96番地、118番地、119番地2、122番地、128番地1、91番地、95番地、94番地、416番地2、466番地1、325番地2、420番地4、427番地1、427番地3、421番地、327番地、320番地、326番地2、416番地6、246番地9、555番地7、554番地1、555番地2、555番地5、556番地17、556番地43、556番地41、556番地、556番地2、556番地3、556番地52、590番地87、556番地37、556番地35、303番地、191番地、190番地1、155番地3、155番地4、65番地、367番地2、369番地1、305番地5、368番地3、369番地4、365番地3、365番地9、



369番地2、364番地1、366番地7、309番地5、368番地2、  
367番地1、366番地4、420番地5、373番地6、373番地5、  
309番地3、324番地、

甲府市七沢町502番地17、522番地、503番地17、503番地27、  
507番地30、502番地25、502番地18、502番地24、503  
番地22、503番地23、507番地28、507番地22、507番地  
21、507番地20、507番地14、399番地1、403番地3、403  
番地2、403番地6、403番地4、324番地5、324番地6、279  
番地1、315番地、180番地3、180番地1、174番地8、174番地  
12、174番地7、316番地1、282番地、287番地1、320番地  
1、314番地4、313番地1、293番地、282番地2、320番地2、  
397番地、323番地、287番地3、515番地、324番地1、405  
番地4、324番地3、405番地、174番地25、174番地23、174  
番地24、174番地28、174番地27、174番地26、396番地5、  
396番地9、396番地8、396番地12、396番地7、396番地3、  
396番地4、396番地10、

甲府市蓬沢町1028番地6、1028番地2、976番地1、976番地2、  
975番地1、967番地7、967番地5、969番地5、1028番地5、  
967番地4、969番地10、1028番地3、969番地6、1339番地  
1、1233番地3、1263番地1、1163番地3、1169番地1、

4 主たる事務所

この会は、事務所を西高橋町52番地1に置く。

5 代表者の氏名及び住所

代表者 竹内久弥

住 所 甲府市蓬沢町1263番地1

6 認可年月日

平成27年12月28日

# 市議会

甲府市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月15日

甲府市議会議長 池谷 陸 雄

甲府市議会規則第2号

甲府市議会会議規則の一部を改正する規則

甲府市議会会議規則（昭和50年3月議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第176条第1項中「場合は」を「場合又は閉会中にある場合は」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第175条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	市又は議会の重要事項で議長が必要と認めるものに関する協議又は調整	全議員	議長
会派代表者会議	会派間の意見の調整及び連絡並びに議会活動に関する協議	議長、副議長及び会派の代表者	議長
正副委員長会議	常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の運営に関する協議又は調整	各委員会の正副委員長	議長
市議会だより編集委員会	市議会だよりに関する協議又は調整	議長、副議長及び会派から選出した編集委員	委員長
調査研究会	市又は議会の課題に関する調査研究及び協議又は調整	会派代表者会議において選出した各課題に係る調査研究会委員	各課題に係る調査研究会会長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

# 選挙管理委員会

---

甲府市選挙管理委員会告示第51号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の $1/50$ の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の $1/3$ の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の $1/6$ の数は、次のとおりである。

平成27年12月2日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

1	$1/50$ の数	3,106人
2	$1/3$ の数	51,766人
3	$1/6$ の数	25,883人
4	選挙人名簿登録者数	155,296人

---

# 農業委員会

---

甲府市農業委員会告示第12号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会12月定例総会を、平成27年12月25日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成27年12月21日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成28年1月告示分農用地利用集積計画について
- 3 地域農業マスタープランの見直しについて

# 上下水道局

甲府市上下水道局告示第 89 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 39 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 50 年 12 月規則第 66 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成 27 年 12 月 8 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 米山 俊彦

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110099号		
工事名	(更新-8) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市太田町・幸町地内（市立湯田小学校の西）		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ D I P . N S ( φ 1 5 0 ) 1 9 0 . 5 m</li> <li>・ D I P . K ( φ 1 5 0 ) 2 . 5 m</li> <li>・ D I P . N S ( φ 1 0 0 ) 1 8 m</li> <li>・ D I P . K ( φ 1 0 0 ) 1 0 . 5 m</li> <li>・ D I P . N S ( φ 7 5 ) 2 3 m</li> <li>・ D I P . K ( φ 7 5 ) 1 m</li> <li>・ R R V P ( φ 7 5 ) 1 m</li> <li>・ R R V P ( φ 5 0 ) 1 m</li> <li>・ 仕切弁 . N S ( φ 1 5 0 ) 7 基</li> <li>・ 仕切弁 . N S ( φ 1 0 0 ) 3 基</li> <li>・ 仕切弁 . N S ( φ 7 5 ) 4 基</li> <li>・ 消火栓 ( φ 7 5 ) 2 基</li> <li>・ 水抜栓 ( φ 2 5 ) 1 基</li> <li>・ 臨給工 1 式</li> </ul>
	2	工期	平成 28 年 6 月 22 日まで
	3	予定価格 (税込み)	41,357,520 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB

	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が2,000万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型I
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年12月8日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年12月17日
	3	申請書受付開始日	平成27年12月8日
	4	申請書受付締切日	平成27年12月17日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年12月24日
	6	設計図書配付開始日	平成27年12月8日
	7	設計図書配付締切日	平成27年12月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年12月8日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年12月25日
	10	入札日時	平成28年1月8日 午前9時
	11	価格以外の評価点公表日	平成28年1月14日
	12	開札日時	平成28年1月20日 午前9時
	13	落札者決定日	平成28年1月21日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成28年1月5日 午後5時まで
	2	回答	平成28年1月6日

価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成28年1月18日まで
	2	回答	平成28年1月19日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成28年1月19日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第90号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成27年12月8日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 米山 俊彦

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110100号		
工事名	(ブ-1) 配水管布設工事		
工事場所	中央市成島・乙黒地内（雇用促進住宅の南東）		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DIP. NS (φ300) 456m</li> <li>・DIP. K (φ300) 2.5m</li> <li>・DIP. K (φ150) 2m</li> <li>・DIP. K (φ100) 1.5m</li> <li>・DIP. NS (泥吐管) (φ75) 1.5m</li> <li>・SGP-VD (泥吐管) (φ50) 0.5m</li> <li>・仕切弁. NS (φ300) 3基</li> <li>・泥吐弁. NS (φ75) 1基</li> <li>・水抜栓 (φ25) 1基</li> </ul>
	2	工期	平成28年7月4日まで
	3	予定価格 (税込み)	57,241,080円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	給水区域内
	2	競争入札参加資格	土木一式 直近の経営事項審査結果通知書の 総合評価値(P)840点以上
	3	同種工事施工実績	配水管布設工事等。ただし、1件の 工事請負額が2,800万円以上の 実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場



			合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年12月8日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年12月17日
	3	申請書受付開始日	平成27年12月8日
	4	申請書受付締切日	平成27年12月17日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年12月24日
	6	設計図書配付開始日	平成27年12月8日
	7	設計図書配付締切日	平成27年12月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年12月8日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年12月25日
	10	入札日時	平成28年1月8日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	平成28年1月14日
	12	開札日時	平成28年1月20日 午前9時10分
	13	落札者決定日	平成28年1月21日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成28年1月5日 午後5時まで
	2	回答	平成28年1月6日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成28年1月18日まで
	2	回答	平成28年1月19日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成28年1月19日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第 9 1 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

平成 2 7 年 1 2 月 8 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 米山 俊彦

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 1 1 0 0 9 7 号		
工事名	(路 - 2 4) 路面復旧工事		
工事場所	甲府市岩窪町地内 (市立北東中学校の東)		
工事概要	1	工事内容	施工延長 4 0 2 . 2 m ・表層工 (再生密粒度 A S C : t = 5 c m) 1 4 2 0 m <sup>2</sup> ・不陸整正工 (M - 3 0 t = 3 0 m m) 1 4 2 0 m <sup>2</sup> ・付帯工 1 式
	2	工期	平成 2 8 年 3 月 1 8 日まで
	3	予定価格. (税込み)	1 0 , 0 0 0 , 8 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値 (P) 6 5 0 点以上
	3	同種工事施工実績	路面復旧工事等。 元請として平成 1 2 年 4 月 1 日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成 2 7 年 1 2 月 8 日
	2	入札説明書等配付締切日	平成 2 7 年 1 2 月 1 7 日

	3	申請書受付開始日	平成27年12月8日
	4	申請書受付締切日	平成27年12月17日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年12月24日
	6	設計図書配付開始日	平成27年12月8日
	7	設計図書配付締切日	平成27年12月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年12月8日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年12月25日
	10	入札及び開札日時	平成28年1月8日 午前9時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成28年1月5日 午後5時まで
	2	回答	平成28年1月6日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第92号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年12月8日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 米山 俊彦

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 110098号		
工事名	(路-3) 路面復旧工事		
工事場所	甲府市丸の内二・三丁目地内 (市立舞鶴小学校の東) 外1箇所		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表層工 (再生密粒度ASC : t = 5 cm) A = 1940.0 m<sup>2</sup></li> <li>・表層工 (排水性舗装 : t = 5 cm) A = 30.0 m<sup>2</sup></li> <li>・基層工 (再生粗粒度ASC : t = 5 cm) A = 30.0 m<sup>2</sup></li> <li>・上層路盤工 (粒調碎石M-40 : t = 25 cm) A = 24.0 m<sup>2</sup></li> <li>・区画線工 1式</li> <li>・付帯工 1式</li> </ul>
	2	工期	平成28年6月21日まで
	3	予定価格 (税込み)	14,817,600円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値 (P) 650点以上
	3	同種工事施工実績	路面復旧工事等。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年12月8日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年12月17日
	3	申請書受付開始日	平成27年12月8日
	4	申請書受付締切日	平成27年12月17日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年12月24日
	6	設計図書配付開始日	平成27年12月8日
	7	設計図書配付締切日	平成27年12月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年12月8日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年12月25日
	10	入札及び開札日時	平成28年1月8日 午前9時40分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成28年1月5日 午後5時まで
	2	回答	平成28年1月6日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第93号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年12月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 米山 俊彦

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 110102号		
工事名	(路-22) 路面復旧工事		
工事場所	昭和町河東中島地内 (河東中島公会堂の西)		
工事概要	1	工事内容	施工延長 686.8m ・表層工 (再生密粒度ASC t=3cm) 1370m <sup>2</sup> ・表層工 (再生密粒度ASC t=5cm) 254m <sup>2</sup> ・上層路盤工 (再生瀝青安定処理 t=10cm) 194m <sup>2</sup> ・上層路盤工 (M30-0 t=15cm) 9m <sup>2</sup> ・路盤工 (RC40-0 t=10cm) 60m <sup>2</sup> ・不陸整正工 (M-30 t=30mm) 224m <sup>2</sup> ・不陸整正工 (RC-40 t=30mm) 1340m <sup>2</sup> ・付帯工 1式
	2	工期	平成28年3月18日まで
	3	予定価格 (税込み)	12,301,200円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	給水区域内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値(P)650点以上
	3	同種工事施工実績	路面復旧工事等。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。

			なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年12月22日
	2	入札説明書等配付締切日	平成28年1月8日
	3	申請書受付開始日	平成27年12月22日
	4	申請書受付締切日	平成27年1月8日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成28年1月15日
	6	設計図書配付開始日	平成27年12月22日
	7	設計図書配付締切日	平成28年1月18日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年12月22日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成28年1月18日
	10	入札及び開札日時	平成28年1月26日 午前9時
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成28年1月21日 午後5時まで
	2	回答	平成28年1月22日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	



問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市上下水道局告示第94号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止届出があったので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第2号の規定により告示する。

平成27年12月24日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 米山 俊彦

指定番号	第64号
指定業者名	仲島工業
所在地	甲府市富竹一丁目11-11
代表者	仲 島 義 雄

---

# 任免辞令

---

(市長事務部局)

又 川 理 恵

甲府市公平委員会委員に選任する

以 上 発 令 日 平成27年12月24日

市立甲府病院	看護部	主任	岡	雅 子
市立甲府病院	看護部	主任	深 澤	幸 江
市立甲府病院	看護部	主任	三 村	泉
市立甲府病院	看護部	技師	旭 岡	直 美
市立甲府病院	看護部	技師	相 川	博 美
市立甲府病院	看護部	技師	曾我美	朝 美

(各通)

退職を承認する

以 上 発 令 日 平成27年12月31日